

第14回
建築行政共用データベースシステム
連絡協議会総会 資料

日 時 平成27年7月24日（金）13:30～14:45
場 所 アルカディア市ヶ谷 富士の間
次 第

1. 開 会
2. 国土交通省挨拶
3. 会長挨拶
4. 議 事
 - (1) 前回議事録の確認
 - (2) 付議事項
 - 第1号議案 連絡協議会会則改正の件
 - 第2号議案 連絡協議会役員選任の件
 - (3) 報告事項
 - 企画改善部会検討結果報告
 - I C B Aからの報告
 - (4) その他

配付資料

【資料1】 前回総会議事録（案）	3
【資料2】 第1号議案 連絡協議会会則改正の件.....	9
【資料3】 第2号議案 連絡協議会役員選任の件.....	15
【資料4】 企画改善部会検討結果報告	21
【資料5】 I C B Aからの報告	
1. 運用状況等	41
2. 建築行政マネジメント計画への活用.....	65
3. 平成28～30年度利用料	73
4. 確認台帳等電子化支援業務	79
5. その他	99
【参考】 連絡協議会入会状況	103

【別添】 建築行政共用データベースシステム（パンフレット）

第 13 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会 議事録 (案)

日 時 平成 26 年 7 月 18 日 (金) 13:30~14:20
場 所 家の光会館 7 階コンベンションホール

資 料

- 資料 1 前回総会議事録 (案)
- 資料 2 議案 連絡協議会会則改正の件
- 資料 3 企画改善部会検討結果報告
- 資料 4 I C B A からの報告

出 席 者 連絡協議会会員

1. 開会

事務局笹井から、現在の会員団体総数 4 5 4 団体、定足数 2 2 7 団体に対して、出席団体数 1 0 2 団体、委任状提出が 1 8 3 団体、合計 2 8 5 団体となり本総会が有効に成立していることが報告された。

2. 事務局挨拶 (I C B A 島崎理事長)

共用データベース本稼働から 5 年目に入った。この間、利用者の皆様方からのご意見を踏まえ、システムの改善を進めてきた。

昨年度は建築士システムの導入円滑化のため、予算措置ができるまでの 1 年を限度とした無料版提供と、既に有料で使っていた場合の利用料値下げを行い、現在では特定行政庁及び指定確認検査機関の概ね 8 割でご利用いただいている状況となった。特に建築士法関係団体におかれては、全国すべての機関でご利用いただいております、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

当財団では通知報告配信システムの普及に力を入れており、普及策として試行運用などをお願いしている中で、今年度もいくつかの県で利用が開始される場所がある。

先の通常国会で建築基準法、建築士法が改正され、その内容が順次施行される見込みであるが、今後は企画改善部会等を通し、皆様とより一層緊密に情報交換を行い、改正内容を共用データベースに迅速に反映させてまいりたい。

共用データベースが充分活用され、円滑な建築行政に資するよう財団をあげて今後とも取り組んでまいりたい。引き続き、皆様方のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

3. 国土交通省挨拶（原田専門官）

日頃より建築行政及び建築士行政にご尽力いただきお礼申し上げます。

一昨年頃から発生している建築士免許偽造事案や、建築士に課せられた定期講習の未受講者への対応など、建築行政共用データベースは有効な手段だと考えている。引き続き、建築士資格の確認、定期講習の受講歴の確認にご協力いただきたい。

今年6月27日に、議員立法により建築士法が改正された。

改正経緯は、昨年11月に建築設計関係三団体より共同提案が出され、自民党の議員連盟での議論を経て、先の国会で成立したものである。

その背景として、設計業界では従来契約書が書面で交わされないことがあり、責任関係が不明確でトラブル発生時に問題が大きくなることがあること、建築士の成りすまし事案への対応の必要性などがある。

改正の概要は、資料に記載のとおり5つである。

1つ目は、書面契約を義務化して設計等の業務を適正化していこうということ。

2つ目は、管理建築士の責務を明確化し、建築士事務所の技術的な部分を強化していこうということ。

3つ目は、免許証提示の義務化や書換え規定の明確化により、紙の免許証からカード型への切り替えを促していこうということ。

4つ目は、省エネ等への対応で、建築設備士の重要性がより高まってきたことを受け、従来省令に規定されていた建築設備士を法律上に位置づけようということ。

5つ目はその他であるが、建築士法にも暴力団排除規定を入れること、建築士個人に対する調査権の新設（従来は調査権は建築士事務所までであった）、建築士事務所の登録事項に所属建築士を追加することである。

業界側の提案を受けた改正であるが、内容が盛りだくさんで、かつ業界側に厳しい対応となっている。

施行は公布後1年以内なので、来年6月までにと考えているが、それまでに政省令の改正をした上で、業界等への周知、運用に当たっての技術的助言等、情報提供は適宜行っていく。

建築士法改正に適切に対応できるよう、皆様の業務においては共用データベースシステムを十分に活用していただき、引き続きご協力をお願いしたい。

4. 会長挨拶（東京都 久保田）

本協議会では共用データベースシステムに関する要望のとりまとめや活用方策、普及策の検討を行ってきたが、特定行政庁、指定確認検査機関、建築士法関連団体の皆様のご意見も積極的に賜りたい。

I C B Aにおいては予算上の制約はあるかと思うが、利用者の要望に適切に対応されるようお願いする。

建築行政に情報技術を十分に活用し、効率的に業務を行っていただけるよう、本協議会として対応していきたいと考えている。

5. 議 事

(1) 前回議事録の確認

説明は省略。気づきがあれば事務局までお知らせいただくこととする。

(2) 付議事項 連絡協議会会則改正の件

連絡協議会会則改正について事務局より説明され、決議の結果原案どおり決定した。

(3) 報告事項

①企画改善部会検討結果報告

企画改善部会検討結果報告について、事務局より説明された。

【質疑・意見】

最近、電子申請に対応した機関と未対応の機関が分かれてきている。電子申請を始めるに当たり、データベースシステムを開発している I C B A が（作成者として）一番適していると思うが、まとまったガイドラインがあるか。また、今後電子申請を誘導する企画プログラムがあるか。（建築検査機構株式会社）

→電子申請については、I C B A からの報告の最後に掲載している。現在、ガイドラインを作成しているところである。（事務局）

② I C B A からの報告

I C B A からの報告について、事務局より説明された。

【質疑・意見】

今後利用料が安くなる見通しはあるか。（建築検査機構株式会社）

→直ちに改定する予定はないが、利用者数を見ながら検討していく。（事務局）

I C B A のシステムのデータベースの構成は、確認申請と検査申請を紐付けする考え方であるが、そのような構成とした理由は何か。確認申請に検査結果を追記していく構成の方が、間違いが少ないと思われる。

また以前 I C B A より、申請者から緯度経度情報の提出を受けることにより、自動的に地図上にプロットされる仕組みがある旨の説明を受けたが（I C B A 注：平成 12 年にリリースしたシステム）、数値が誤っている場合、実際の位置とは全く異なる場所にプロットされるリスクがある。現在は、通知・報告配信システムでデ

ータが取り込めることになっているが、その場合のデータのチェックはどのように行っているか。(久留米市)

→データベースの構成については、中間検査が最初に出される場合を考慮し、申請単位となつてはいる。但し、紐付けやデータコピーの機能により、データベースの構成の相違は操作上ほとんど影響がないと考えている。

平成12年にリリースしたシステムでは、申請者から緯度経度データの提出を受けて地図上に自動的にプロットする仕組みを設けていたが、現在の地図システムは緯度経度データによらず、目視でプロットする仕組みである。

通知・報告配信システムで取り込んだデータについても、それを地図上にプロットするのは目視であり、位置の自動チェック等の機能はない。(事務局)

以上

付 議 事 項

第 1 号議案

連絡協議会会則改正の件

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則（案）

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて共用DBの運営主体である一般財団法人建築行政情報センターとの情報共有を図り、もって共用DBの永続的な改善と普及に資することを目的とする。

（活 動）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 共用DBに関する情報提供
- 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
- 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

（会員の資格）

第 4 条 会員は、次に掲げる者とする。

- 一 国土交通省
- 二 都道府県
- 三 建築主事を置く市町村及び特別区
- 四 指定確認検査機関
- 五 指定構造計算適合性判定機関
- 六 建築士法関係機関
- 七 その他、本会が必要と認める者

（会員の権利）

第 5 条 会員の権利は、次のとおりとする。

- 一 会員は、役員を選任権並びに総会の議決権を 1 団体につき 1 有する。
なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
- 二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。

第 2 章 役 員

（役員の種類及び選任）

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
- 二 副会長 1 名
- 三 理事 10 名以上 30 名以下
- 2 理事は、総会において選任する。

3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため就任した役員任期は、在任者の残任期間と同一とする。

3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第 3 章 会 議

(会議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- 一 共用DB運用の基本的事項に関する提案
- 二 会則の改正
- 三 その他本会の運営に関する事

(理事会)

第11条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会で決定した事項の執行に関する事
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

3 理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置くことができる。

(会議招集、開催)

第12条 会議は、会長が招集する。

2 総会は、原則として毎年度1回開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(議長)

第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第14条 会議は、総会にあつては会員、理事会にあつては役員2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理表決等)

第 16 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会
員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前
2 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第 4 章 事 務 局

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、一般財団法人建築行政情報センター
に事務局を置く。

2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

第 5 章 雑 則

(細 則)

第 18 条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定
める。

(附 則)

この会則は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。

(附 則)

第 1 条 平成 22 年度に限り、会則第 8 条第 1 項の規定による役員の任期は、
1 年とする。

第 2 条 この会則は、平成 22 年 1 月 12 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 26 年 7 月 18 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 27 年 7 月 24 日から施行する。

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則 新旧対照表

現行	改正 (案)
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(会員の資格)</p> <p>第4条 会員は、次に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 国土交通省 二 都道府県 三 建築主事を置く市町村及び特別区 四 指定確認検査機関 五 建築士法関係機関 六 その他、本会が必要と認める者 	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(会員の資格)</p> <p>第4条 会員は、次に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 国土交通省 二 都道府県 三 建築主事を置く市町村及び特別区 四 指定確認検査機関 五 <u>指定構造計算適合性判定機関</u> 六 建築士法関係機関 七 その他、本会が必要と認める者
	<p>(附 則)</p> <p><u>この会則は、平成27年7月24日から施行する。</u></p>

第2号議案

連絡協議会役員選任の件

(現行：平成27年7月1日現在)
 建築行政共用データベースシステム連絡協議会
 役員一覧

会 長	東京都都市整備局市街地建築部長	妹尾 高行
副会長	大阪府住宅まちづくり部技監	山下 久佳
理 事	北海道建設部住宅局建築指導課長	椿谷 敏雄
	宮城県土木部建築宅地課長	千葉 晃司
	神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長	依田 貴仁
	岐阜県都市建築部建築指導課長	篠田 圭司
	愛知県建設部建築局建築指導課長	内田 光一
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	福本 豊
	広島県土木建築局建築課長	猪野 宏正
	高知県土木部建築指導課長	西本 準一
	福岡県建築都市部建築指導課長	讃井 人志
	横浜市建築局建築指導部建築情報課長	菅井 稔
	大阪市都市計画局建築指導部建築確認課長	森 英彦
	北九州市建築都市局指導部建築審査課長	國田 久
	(一財)日本建築センター理事	鈴木 孝明
	(一財)日本建築総合試験所常務理事	志摩 宣彦
	日本ERI(株)取締役会長	鈴木 崇英
	ビューローベリタスジャパン株式会社品質管理部技術室シニアフェロー	小西 恭一
オブザーバー	建築検査機構(株)代表取締役	星野 寛
	国土交通省住宅局建築指導課長	木下 一也
	国土交通省住宅局市街地建築課長	香山 幹
	国土交通省関東地方整備局建政部長	上野 賢一
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	植田 剛史

(案)
 建築行政共用データベースシステム連絡協議会
 役員一覧

会 長	東京都都市整備局市街地建築部長	妹尾	高行
副会長	大阪府住宅まちづくり部技監	山下	久佳
理 事	北海道建設部住宅局建築指導課長	椿谷	敏雄
	宮城県土木部建築宅地課長	千葉	晃司
	神奈川県県土整備局建築住宅部長	小川	嘉一
	愛知県建設部建築局建築指導課長	内田	光一
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	福本	豊
	広島県土木建築局建築課長	猪野	宏正
	徳島県県土整備部住宅課建築指導室長	坂部	政男
	福岡県建築都市部建築指導課長	讃井	人志
	沖縄県土木建築部建築指導課長	立津	さとみ
	秋田市都市整備部建築指導課長	佐々木	亮
	横浜市建築局建築指導部建築情報課長	菅井	稔
	静岡市都市局建築部建築指導課長	新庄	剛和
	大阪市都市計画局建築指導部建築確認課長	森	英彦
	福岡市建築指導部建築指導課長	内山	孝弘
	(一財)日本建築総合試験所常務理事	志摩	宣彦
	日本 E R I (株) 取締役会長	鈴木	崇英
	ビューローベリタスジャパン株式会社品質管理部技術室シニアフェロー	小西	恭一
	(株) 確認サービス取締役執行役員経営企画室長	畑中	重人
	(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター副理事長	鈴木	行雄
	(公社) 日本建築士会連合会副会長	山中	保教
	(一社) 日本建築士事務所協会連合会専務理事	居谷	献弥
ワザンバー	国土交通省住宅局建築指導課長	木下	一也
	国土交通省住宅局市街地建築課長	香山	幹
	国土交通省関東地方整備局建政部長	上野	賢一
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	植田	剛史

報 告 事 項

企画改善部会 検討結果報告

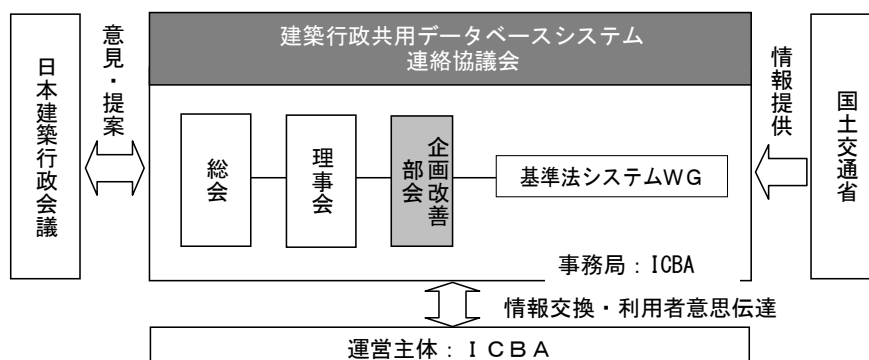
1. 企画改善部会について
2. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
3. 平成27年度のスケジュール

建築行政共用データベースシステム連絡協議会
企画改善部会

1. 企画改善部会について

(1) 設置趣旨

システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的として、実際の利用者が主体となって情報交換及び意見収集を行い、運営主体であるICBAに利用者の意思を伝達する。
 なお、部会のもとに「基準法システムWG」を設置し、情報交換及び意見収集等による課題検討を機動的に実施する。



(2) 企画改善部会及びWGの役割

	企画改善部会 ＜WGの意見集約・各取組の方針整理＞	基準法システムWG ＜要望事項及び各種取組に向けた意見交換＞
システム改善	◇各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・建築士・事務所登録閲覧システム	◇台帳・帳簿登録閲覧システム ・要望事項に対する意見交換及び追加要望 ・優先度の考え方に対する意見等
システム運用	◇通知・報告配信S促進に向けた意見集約 ・取り組むべき項目の整理 ◇標準様式、電子報告等 ・利用者のニーズ・シーズの収集、集約 等	◇通知・報告配信S促進に向けた検討 ・効率的な取組に向けた意見交換 ◇様式標準化の対象項目一覧 ・標準化に向けた意見交換・検討 等

平成26年度は、上記のうち太字部分を実施した。

(3) 企画改善部会の構成

さいたま市（部会長）、神奈川県、大阪府
 日本ERI株式会社、ビューローベリタスジャパン株式会社
 ※国土交通省もオブザーバとして参加。

(4) 開催経過

企画改善部会 (計2回) : H26.09.17、H27.03.20
 基準法システムWG (計9回) : H27.01.13 (神奈川県)、H27.01.14 (さいたま市)
 H27.02.05 (大阪府※2箇所で開催)
 H27.02.20 (大阪府※2箇所で開催)
 H27.03.10 (大阪府※2箇所で開催)
 H27.03.13 (大阪府)

2. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約

(1) 趣旨

平成22年4月より本稼働を開始した通知・報告配信システム（以下「配信システム」という）は、指定確認検査機関による確認審査報告書、検査引受通知書及び検査結果報告書の電子データ（専用フォーマット）を特定行政庁で受信することにより、通知・報告のペーパーレス化を目指すシステムであり、その運用を望む声があるにもかかわらず、実務への供用が進まない状況にある。

そこで、特定行政庁、指定確認検査機関各々、前年度に引き続き一部機関による試行運用（実証実験）を実施し、配信システム運用における問題点、留意事項等を明らかにする。

(2) 検討結果

①大阪府による「データ本位型」運用ルールのブラッシュアップ

趣旨：平成25年度の実験で実証された「データ本位型」運用ルールについて、府内各特定行政庁に適用できるかを調査するとともに、運用ルートをブラッシュアップした。

結果：府内特定行政庁に適用できるかの調査は未了であり、指定確認検査機関側の調査も含め、平成27年度も引き続き調査を継続することとする。
なお、平成26年度のアンケート等によって、府下特定行政庁が一斉に受信を開始することはシステム環境整備の状況等から困難であり、「データ本位型」運用ルールの適否について、特定行政庁個別に丁寧な説明と調整が必要であると判断。
運用ルールのブラッシュアップ結果は、別紙に反映した。

②さいたま市・ビューローベリタスジャパンによる「データ本位型」実証実験継続

趣旨：引受通知及び検査報告に加え、確認審査報告書についても「データ本位型」で運用可能かを実証する。

結果：確認審査報告書も特に問題は生じなかったことから平成27年1月末をもって実証実験を終了し、翌2月よりそのまま本運用に移行した。
なお、送信側・受信側双方の留意事項は別紙に反映した。

③その他「データ本位型」実証実験の追加

趣旨：上記のほか、「データ本位型」実証実験を並行して実施することにより、運用ルールのブラッシュアップを図る。

結果：実施準備中

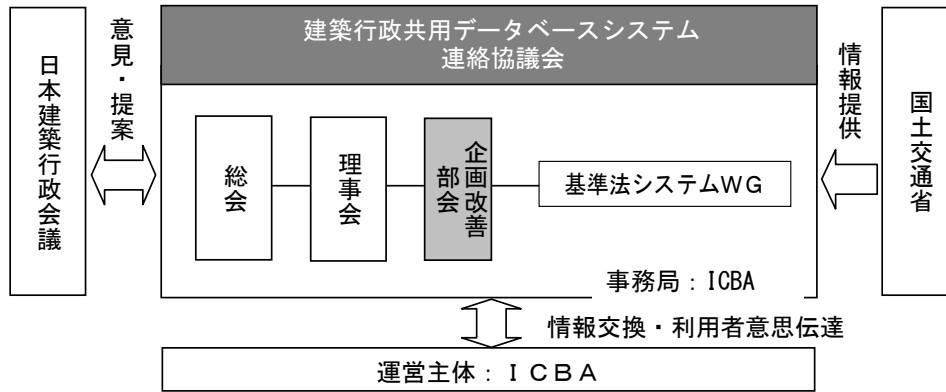
別紙 通知・報告配信システム（データ本位型）運用の手引き

3. 平成27年度のスケジュール

(1) 検討体制

「通知・報告配信システム促進に向けた意見集約」の実証実験等を継続する。

企画改善部会2回、基準法システムWG3回程度。



(2) 企画改善部会の構成

基準法システムWGのメンバーにより部会を構成する。なお、WGは検討課題と関連の深いメンバーにより開催する。

(3) 検討課題

- ・通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
- ・その他

通知・報告配信システム（データ本位型）

運用の手引き

**建築行政共用データベースシステム連絡協議会
企画改善部会**

はじめに

本資料は、今後、通知・報告配信システムの運用によってペーパーレス化を進めようとする特定行政庁及び指定確認検査機関においてご参照いただくため、その運用方法の詳細や留意事項等を、企画改善部会における実証実験を基にまとめたものです。

実証実験では、本資料に記載した運用方法により、特定行政庁及び指定確認検査機関双方でメリットを得られることを確認しております。

なお、法令上の通知・報告を、送信データを正として扱う方法を「データ本位型」と呼びます。

※本資料は、企画改善部会における今後の実証実験等により改訂を加える可能性があります。

目次

1. 概要	3
(1) 適用条件と適用効果	3
2. 運用ルール	5
(1) 送信対象文書と送信形式	5
(2) 留意事項	6
3. 特定行政庁で指定すべき事項	7
(1) 指定すべき事項と根拠法令	7
(2) 指定方法	7
(3) その他	7
4. 特定行政庁における業務体制構築のための参考事例	8
(1) 決裁前（データ到着時）	8
(2) 決裁後	8
(3) 紙原本受領後の処理	8
(4) システム上の制約等	8
補足資料：関係法令	10
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（抄）	10
○主務省令：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（抄）	11
○告示：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（抄）	13
○共用データベース利用契約（抄）	14

1. 概要

通知・報告配信システムをデータ本位型（法令上の通知・報告をデータを正として扱う方法）で運用することにより、特定行政庁における入力手間はもとより、指定確認検査機関においても作業手間や郵送費用が削減できます。

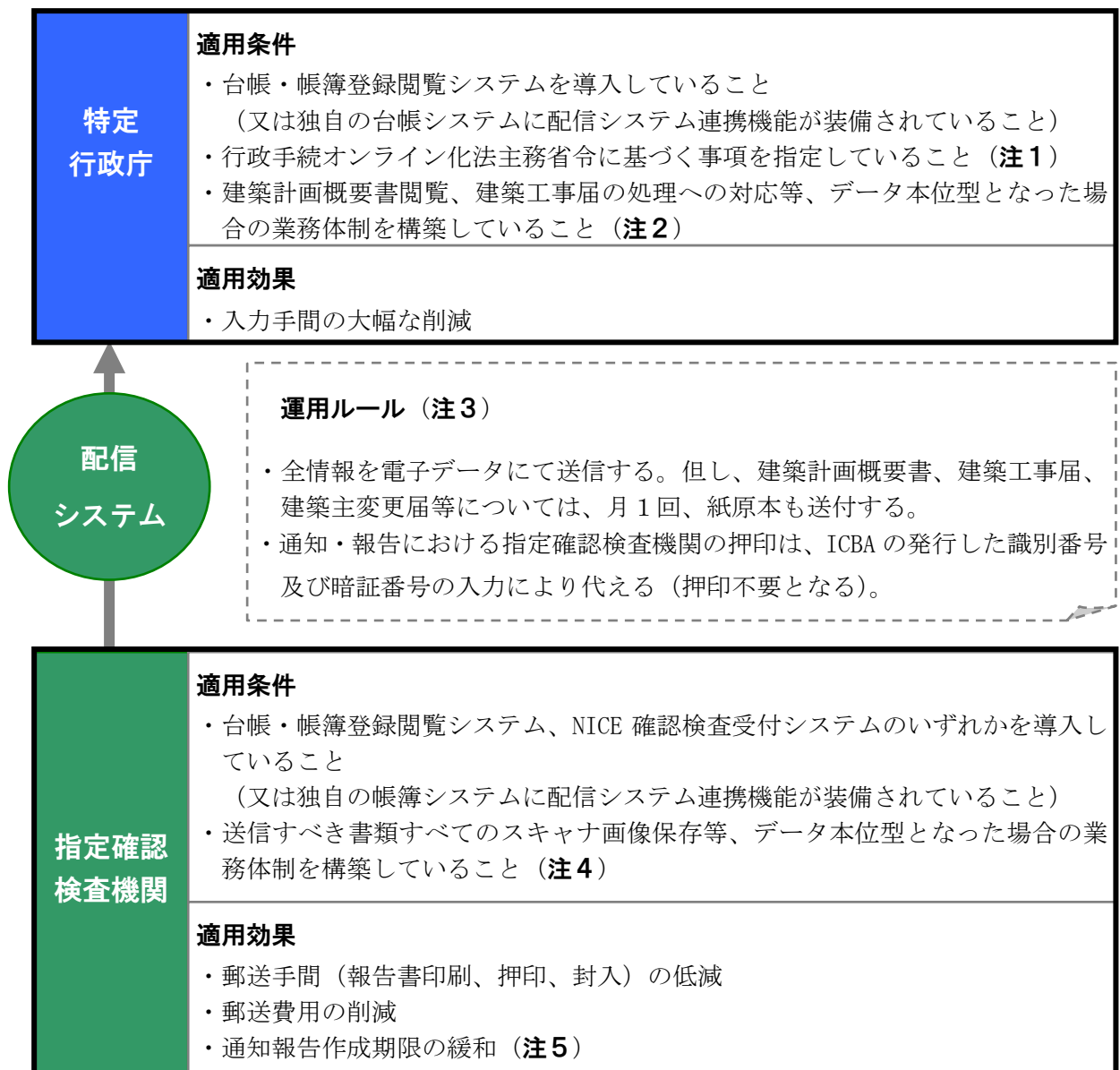
但し、削減効果（メリット）を得るためには、送信・受信に係るシステム環境の整備のほか、これまで紙ベースで対応してきた業務をデータに置き換えるための業務体制にも留意する必要があります。

そこでまず、データ本位型でメリットを得るための、特定行政庁及び指定確認検査機関各々の適用条件や運用ルールの概要を示します。

（1）適用条件と適用効果

特定行政庁及び指定確認検査機関各々における適用条件、適用効果は下記のとおりです。

これから通知・報告配信システムの運用準備をしようとする場合は、適用条件が「先行投資」に当たり、「適用効果」が投資による利益ということになります。



- 注1** 特定行政庁は、法令によりデータ送信の方法を指定することとされています。具体的な指定内容や指定方法については、「3. 特定行政庁で指定すべき事項」をご参照ください。
- 注2** データ本位型となった場合の業務体制は、都道府県や市町、所管課の規模によって異なります。「4. 特定行政庁における業務体制構築のための参考事例」をご参照ください。
- 注3** 送信方法の詳細は「2. 運用ルール」をご参照ください。
データ本位型とできる法的根拠は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（行政手続オンライン化法）第3条、押印を省略できる法的根拠は同条第4項及び国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（主務省令）第7条、共用データベース利用契約第2条及び第3条です。（巻末 資料編 参照）
- 注4** 指定機関の業務体制については、「4. 特定行政庁における業務体制構築のための参考事例」の末尾に参考情報を記載しています。
- 注5** 紙ベースによる通知・報告は、申請引受又は確認日から7日以内に特定行政庁に到達させるため、郵送日数を差し引いて送付する必要がありますが、データ本位型では瞬時に到達するため、実質的に郵送日数分の期限緩和と同じことになります。

2. 運用ルール

具体的な送信方法についてご説明します。

（1）送信対象文書と送信形式

送付すべき文書について、どのような形式でデータを送るかを表にまとめました。
基本的には指定確認検査機関が備え付け保存する帳簿の記載事項を文字データとし、それ以外についてはスキャナによる画像データで送信すればよいこととしています。
但し、建築計画概要書第一・二面については、文字化け等への対応を考慮し、文字データと画像データの両方を送信します。

原本送付欄に記載のある文書は、法定上の手続はデータ送信で完了しているものの、特定行政庁が原本を保存しておくべきとの観点等から、月1回程度の頻度で一括送付すべきとされたものです。

<データ送信欄の凡例>

XML：文字情報として入力したデータを、ICBAの定めるXMLフォーマットに変換したもの。
PDF：スキャナで作成した画像データ。特定行政庁側で表示が可能なフォーマットであれば、PDFのほか、TIFF、JPEG等でもよい。

①確認審査報告（建築物）

文書名	記載事項	データ送信	原本送付
表紙（16号様式）	確認済証番号・年月日等	XML	
建築計画概要書 第一・二面	建築主等の概要、建築物及びその敷地に関する事項	XML	
建築計画概要書 第一・二・三面	上記事項、付近見取図・配置図	PDF	月1回
確認申請書 第四・五面	建築物別概要、建築物の階別概要	XML 又はPDF	
チェックリスト、構造計算適判結果通知		PDF	
建築工事届		PDF	月1回
建築主変更届等 (建築計画概要書記載事項の変更に係るもの)		PDF	月1回
浄化槽設置届等			月1回

※計画変更については上記に準じます。

②中間検査引受通知（建築物）

文書名	記載事項	データ送信	原本送付
表紙（30号様式）	確認済証番号・年月日等	XML	

※完了検査引受通知については上記に準じます。

③中間検査報告（建築物）

文書名	記載事項	データ送信	原本送付
表紙（32号様式）	確認済証番号・合格証番号、年月日等	XML	
検査申請書 第二・三面	建築主等の概要、申請する工 事の概要	XML	
検査申請書第四面	工事監理の状況	PDF	
チェックリスト		PDF	

※完了検査報告については上記に準じます。

（2）留意事項

- ・指定確認検査機関によるデータ送信は、法定期限内に行うものとします。
- ・特定行政庁は、原則としてデータが到達した日を通知・報告が提出された日として扱います。
- ・指定確認検査機関は、法定の確認審査報告書等（押印した報告書と添付書類）は、ICBAより発行された識別番号及び暗証番号（共用データベースへのログイン時のID及びパスワード）の入力により押印に代えるものとします。
- ・特定行政庁への事前相談が義務付けられていて、各物件に当該特定行政庁による固有の管理番号を付した上での報告が必要な場合は、指定確認検査機関においては、建築計画概要書の余白欄に当該番号を記入した上で、スキャナで画像データ化することとします。
- ・画像データの解像度は、300dpi又は400dpiとします。

3. 特定行政庁で指定すべき事項

データ本位型で運用する場合、すなわち法令上の通知・報告をデータを正として扱う場合、根拠法である行政手続オンライン化法では、行政機関等たる特定行政庁にその具体的方法が委任されています。このため、特定行政庁においては、行政手続オンライン化法主務省令に基づき、具体的方法を指定する手続が必要となる場合があります。

この手続は、「テスト運用」としてデータ本位型とする場合においても、紙原本の郵送を行わないこととする限りは、当該テスト運用前に済ませておく必要がありますのでご注意ください。

（1）指定すべき事項と根拠法令

通知・報告は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条及び主務省令第三条によると、「行政機関等が指定する様式に記録すべき事項」を「電子計算機」に入力することにより、書面により行われたものとみなされます。

また、主務省令第七条によると、「署名等に代え」る措置として「行政機関等が指定するところにより」、「識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力」することとされています。

以上の各条項において「行政機関等（特定行政庁）が指定する」こととされるのは次の2点です。

◆様式に記録すべき事項 等（主務省令第三条第一号～第三号）

◆識別番号及び暗証番号の入力に係る事項（主務省令第七条第一号）

なお、識別番号及び暗証番号の指定については、特定行政庁及び指定確認検査機関が I C B A と締結する共用データベース利用契約にも記載されており、これが上記指定を補強する役割を担っています（後掲「共用データベース利用契約（抄）」参照）。

（2）指定方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び主務省令においては、指定方法についての規定もありませんので、各特定行政庁でその指定方法を判断することになります。

具体的には、送信元の指定確認検査機関に出す依頼文書に、前掲「1. 運用ルール」を記載する等が考えられます。

（3）その他

以上のほか、特定行政庁で定める規則等で別途手続が必要となる場合があります。

具体的には、「市の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の規定により、手続き等を特定行政庁の施行細則に定めた例（注）があります。

注：さいたま市建築基準法施行細則（第27条）

4. 特定行政庁における業務体制構築のための参考事例

データ本位型となった場合の業務体制は、都道府県や市町、所管課の規模によっても異なります。また、台帳・帳簿登録閲覧システムにスキャナによる画像データを登録しているか等、どこまでデータ化するかによっても異なります。

以下、台帳・帳簿登録閲覧システムにスキャナによる画像データまで登録し、建築計画概要書の閲覧は紙で対応、軽微な変更が発生した場合は紙・文字データ・画像データのすべてに変更を反映させている市を事例に、どのような方法でデータ本位型に対応しているかを説明します。

（１）決裁前（データ到着時）

- ・到着したデータについては、台帳システムへの登録後に課内決裁している場合がある。台帳システム操作担当者は、報告書、建築計画概要書その他添付書類すべてを印刷し、建築工事届以外を決裁に回す。
- ・印刷した建築工事届は、着工統計処理の担当者に渡す。着工統計担当者が県からの委託に基づいて OCR 用紙への転記作業を行うのは従前どおり。

（２）決裁後

①概要書閲覧への対応

- ・概要書閲覧担当者は、決裁文書から建築計画概要書を抜き取り、閲覧用ファイルに綴じ込む。

②軽微変更や不備訂正への対応

- ・建築主変更等の軽微変更や記載事項不備による訂正箇所が発生した場合、まずは紙の建築計画概要書を朱書き訂正を行う。次に、当該朱書き訂正版のスキャナ画像（PDF）を作成し、台帳システムに取り込む（訂正前の PDF と差し替える）。最後に、台帳システムの文字入力箇所に当該訂正内容を反映させる。
このようにして、建築計画概要書の PDF と入力データは常に最新の状態を保っている。
- ・なお、台帳システムの文字入力箇所への反映方法は、「上書き」と「履歴を残して登録」の2とおりがあるが、どちらを使うかは現場判断としている。

（３）紙原本受領後の処理

- ・さきに閲覧用ファイルに綴じ込んだ（送信データから印刷した）建築計画概要書は、月に1回送られてくる紙原本と差し替えた上で廃棄する。
- ・差し替えの際、さきに綴じ込んだ概要書に朱書き訂正が発生している場合は、紙原本に同じ内容を再度朱書きした上で差し替える。
- ・差し替えと同時に、紙原本のスキャナ画像（PDF）を作成し、台帳システムに取り込む（さきに登録した PDF と差し替える）。
- ・建築計画概要書以外の図書・書類を一定期間保存後に廃棄するのは従前どおり。

（４）システム上の制約等

- ・台帳システムでは、報告書、建築計画概要書その他添付書類すべてを「一括して印刷」することができないため、1物件ずつ、報告書印刷、概要書印刷という単位で分けて印刷する必要がある（一括印刷の装備が望まれる）。
- ・受信データについて、建築計画概要書や建築工事届が漏れなく届いているかは、実際に印刷したり、1件ずつプレビューしたりしないとわからない（「添付ファイル一覧」のような画面の装備が望まれる）。

- ・受信データから複数物件を一度に印刷すると、印刷した建築計画概要書には受付番号や確認番号の印字がないため、どれがどれだかわからなくなる（印字機能の装備が望まれる）。
- ・建築計画概要書以外の図書・書類を一定期間保存後に廃棄することについて、これがデータとなった場合は1物件ずつ検索して削除するのは手間がかかる（保存期間が終了した際に一括削除できる機能が望まれる）。
- ・通知・報告配信システムの添付ファイル容量が1物件当たり5MBに制限されている。もしそれを超える物件が発生した場合は、複数に分けて送信する必要がある。

※指定確認検査機関における業務体制構築の留意事項

指定確認検査機関側については、参考事例としてまとめるだけの情報を収集できておりませんが、これまでの実証実験において指摘された主な事項は次のとおりです。

- ・PDFの解像度は300dpiとしている。
- ・報告書の郵送を管理するための台帳に加え、配信用台帳が必要。
- ・一括郵送のための仕訳用ケースの設置が必要。
- ・配信・郵送の管理及び締日の確認に（不慣れなため）時間を要する。
- ・郵送するとき、配信と現物の照合確認が必要となる。

補足資料：関係法令

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

【説明】

第三条下線部分を指定確認検査機関からの通知・報告に適用した場合、次のように読みかえることができます。

第三条 特定行政庁は、通知・報告のうち建築基準法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、建築基準法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、オンラインシステムを使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた通知・報告については、書面等により行うものとして規定した通知・報告に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該通知・報告に関する法令の規定を適用する。

すなわち、主務省令で定める方法で送信させた通知・報告に関しては、書面等の送付として取り扱うこととなります。

なお、第三条における各用語の定義は次のとおりです。

- ・行政機関等 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）（法第二条第二号ハ）
- ・申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知をいう。（法第二条第六号）
- ・書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。（法二条第三号）
- ・電子情報処理組織 第三条本文に定義のあるとおり、いわゆるオンラインシステムです。

○主務省令：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（抄）

（趣旨）

第一条 行政機関等が、国土交通省の所管する法令に係る手続等を、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条（略）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合する電子計算機（以下この条において単に「電子計算機」という。）から次に掲げる事項を入力して、申請等を行わなければならない。ただし、国土交通大臣が告示で定めるところにより、申請等を行う者が、第二号及び第三号に掲げる事項を入力することに代えて法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することを妨げない。

一 行政機関等が指定する様式に記録すべき事項

二 当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載すべき又は記載されている事項（前号に掲げる事項は、その記載を省略することができる。）

三 当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている電磁的記録に記載すべき又は記録されている事項（第一号に掲げる事項は、その記録を省略することができる。）

2、3（略）

4 行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第七条 行政機関等は、次の各号に掲げる手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合において、当該手続等に関する他の法令の規定により署名等をするものについては、当該法令の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる措置をもって当該署名等に代えさせ、又は代えることができる。

一 申請等 行政機関等が指定するところにより、第三条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同条第三項各号のいずれかに該当するものとともに送信すること又は同条第四項における識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力すること。

【説明】

第一条では、「条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。」となっており、特定行政庁で特別の定めのある場合は、そちらを適用することとなります。

さいたま市の例を挙げると、さいたま市市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条（電子情報処理組織による申請等）において、「当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市長が必要と認める事項を、市長の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次に掲げる機能を有するものから入力し

て行わなければならない。」と規定されており、通知・報告配信システムにおける報告事項は、「書面等により行うときに記載すべきこととされている事項」であることから、「様式」について指定する必要はないものとなっています。

したがって、主務省令の適用を検討するに当たっては、まず特定行政庁における特別の定めの有無を確認するのが先決となります。

次に、第三条及び第七条下線部分を指定確認検査機関からの通知・報告に適用した場合、次のように読みかえることができます。

第三条 オンラインシステムを使用して通知・報告を行う者は、告示に従い、コンピュータから次に掲げる事項を入力して、通知・報告を行わなければならない。

一 特定行政庁が指定する様式に記録すべき事項

※第二号は、様式以外の添付書類を指し、第三号は電子メディアでの提出物を指します。

第七条 特定行政庁は、次の各号に掲げる手続等をオンラインシステムを使用して行わせる場合において、建築基準法令により署名等を行うこととしているものについては、建築基準法令の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる措置をもって当該署名等に代えさせることができる。

一 通知・報告 特定行政庁が指定するところにより、第三条第四項におけるユーザーID及びパスワードをコンピュータから入力すること。

特定行政庁に特別の定めがない場合は、第三条による「様式に記録すべき事項」と第七条による「ユーザーID及びパスワードの入力に係る事項」を指定する必要があるということになります。

○告示：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（抄）

第1条 申請等を行う者が国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号。以下「規則」という。）第3条第1項に基づき同項第二号に掲げる事項を光学式読取装置を用いてファイルに記録するときは、行政機関等は、その情報に記録した日時及び記録した事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録させることができる。

2 規則第3条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 行政機関等が交付するソフトウェア又は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能又はその他行政機関等が指定した様式に入力できる機能を有すること。

二 行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有すること。

【説明】

告示第1条では、第1項にオンラインシステムを使用して通知・報告を行う方法が、第2項に指定確認検査機関の使用するコンピュータの技術的基準が示されています。

第1項下線部（通知・報告を行う方法）は、次のように読み替えることができます。

第1条 指定確認検査機関が、様式以外の添付書類（建築計画概要書等）をイメージスキャナ等を用いてファイルに記録するときは、特定行政庁は、当該添付書類の記載事項と相違ない旨の記録を求めることができる。

すなわち、特定行政庁は、建築計画概要書等のイメージデータを受信する際、原本と相違ない旨の記録の送信を求めるものとされています。

共用データベースでは、これに対応した機能は特に用意していませんので、特定行政庁は必要に応じ、原本と相違ない旨を記した書面を添付ファイルとして送信するよう求めることが考えられます。

第2項下線部（コンピュータの技術的基準）について、第一号では、「行政機関等の使用に係る電子計算機」が共用データベースの総合管理センターにおけるサーバ機に該当します。ここから「入手したソフトウェア」は、通知・報告配信システムが該当します。

「行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式」は、通知・報告配信システムの提供するフォーマットまたはインターフェースが該当します。

以上を踏まえ、共用データベースの利用を前提として第2項下線部（指定確認検査機関の使用するコンピュータの技術的基準）を読み替えると次のようになります。

一 通知・報告配信システムを用いて、同システムの提供するフォーマットまたはインターフェースに入力できる機能を有すること。

二 共用データベースの総合管理センターにおけるサーバ機と通信できること。

（説明文責 ICBA）

○共用データベース利用契約（抄）

第2条

6 乙（注：ICBA）がユーザーID及びパスワードを指定確認検査機関にあてて発行したときは、特定行政庁は、それらを行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（省令を含む。以下「行政手続オンライン化法」という。）に基づき、乙が特定行政庁の委任を受けて発行した識別番号及び暗証番号として取り扱う。

（署名を省略する措置）

第3条 指定確認検査機関が特定行政庁に送付する文書であって、建築基準法（省令を含む）により署名を要求されている文書については、次の方法により、データベースシステムを介して送付することができる。

- ① 指定確認検査機関は、データベースシステムを利用する際、第2条第6項記載のユーザーID及びパスワードを入力し、文書を送付する。
- ② 特定行政庁は、①によるユーザーID及びパスワードの入力を、行政手続オンライン化法に基づく署名に代わる措置として取り扱う。

【説明】

共用データベースを利用する特定行政庁及び指定確認検査機関は、原則として上記条項を記載した共用データベース利用契約をICBAと締結しています。

この条項は、指定確認検査機関による通知・報告配信システムの利用において入力する識別番号及び暗証番号について、その発行行為の委任をICBAが受けたものとして対応し、個々の特定行政庁から指定確認検査機関への発行行為を不要とするものです。

これは、主務省令第七条による、識別番号及び暗証番号の入力方法の指定を補強する位置づけとなっています。

（説明文責 ICBA）

I C B Aからの報告

1. 運用状況等

(1) 利用団体一覧

■ 総括表								
利用システム	団体区分	平成26年6月			平成27年6月			増減
		利用数	総数	割合	利用数	総数	割合	
利用形態① ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベース ※一部非利用団体あり	特定行政庁	249	452	55%	254	450	56%	5
	指定確認検査機関	4	130	3%	3	135	2%	-1
	小計	253	582	43%	257	585	44%	4
利用形態② ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベース ※一部非利用団体あり	特定行政庁	112	452	25%	117	450	26%	5
	指定確認検査機関	98	130	75%	101	135	75%	3
	小計	210	582	36%	218	585	37%	8
以上 小計	特定行政庁	361	452	80%	371	450	82%	10
	指定確認検査機関	102	130	78%	104	135	77%	2
	小計	463	582	80%	475	585	81%	12
構造適判機関向け ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベース ※一部非利用団体あり	都道府県				1	16	6%	
	指定構造計算適合性判定機関				34	60	57%	
	小計				35	76	46%	
建築士・事務所 登録閲覧システム(登録)	国・都道府県	48	48	100%	48	48	100%	0
	指定登録機関	41	41	100%	41	41	100%	0
	指定事務所登録機関	41	41	100%	41	41	100%	0
	小計	130	130	100%	130	130	100%	0
道路情報登録閲覧システム	特定行政庁	10	452	2%	9	450	2%	-1

(参考) 利用形態①・②のうち、通知・報告配信システムでのデータ送信を実施している機関

No.	指定確認検査機関	特定行政庁	備考
1	一般財団法人ふくしま建築住宅センター	福島県下全特定行政庁	
2	ビューローベリタスジャパン株式会社	さいたま市	データ本位型
3	日本確認センター株式会社	千葉県下16特定行政庁	
4	一般財団法人富山県建築住宅センター	富山県、富山市	
5	一般財団法人福井県建築住宅センター	福井県下全特定行政庁	
6	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	静岡県下全特定行政庁	
7	一般財団法人滋賀県建築住宅センター	滋賀県下全特定行政庁	
8	株式会社広島建築住宅センター	広島県下全特定行政庁	
9	公益社団法人高知県建設技術公社	高知県下全特定行政庁	
10	一般財団法人福岡県建築住宅センター	福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市	

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成27年6月1日現在

■利用形態①					利用対象システム				
特定行政庁 254 (56%) 指定確認検査機関 3 (2%)					・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベース（大臣認定データベース含む） *印：建築基準法令データベースを利用対象外とした機関				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
1	北海道	北海道	22	都道府県	51	栃木県	栃木市	25	4条2項
2		函館市	22	4条1項	52		佐野市	25	4条2項
3		旭川市	23	4条1項	53		鹿沼市	23	4条2項
4		室蘭市	22	4条2項	54		小山市	22	4条2項
5		釧路市	24	4条2項	55		那須塩原市	23	4条2項
6		帯広市	25	4条2項	56		日光市	25	4条2項
7		苫小牧市	22	4条2項	57		大田原市 *	24	4条2項
8		東神楽町	23	限特	58	群馬県	群馬県	25	都道府県
9	青森県	青森県	24	都道府県	59		太田市	25	4条2項
10		青森市	25	4条1項	60		館林市	25	4条2項
11		弘前市	23	4条2項	61		渋川市	25	限特
12		八戸市	23	4条2項	62		富岡市	23	限特
13	岩手県	岩手県	22	都道府県	63		安中市	24	限特
14		盛岡市	23	4条1項	64		沼田市	25	限特
15		宮古市	25	限特	65	埼玉県	埼玉県	22	都道府県
16		花巻市	25	限特	66		さいたま市	23	政令市
17		北上市	22	限特	67		川口市	22	4条1項
18		一関市	22	限特	68		草加市	23	4条2項
19		釜石市	22	限特	69		熊谷市	24	4条2項
20		奥州市	25	限特	70		飯能市	22	限特
21	宮城県	宮城県	23	都道府県	71		本庄市	26	限特
22		仙台市	22	政令市	72		東松山市	23	限特
23		石巻市	25	4条2項	73		深谷市 *	24	限特
24		塩竈市	25	4条2項	74		入間市	22	限特
25		大崎市	25	4条2項	75		坂戸市	23	限特
26	秋田県	秋田市	23	4条1項	76		日高市	23	限特
27	山形県	山形県	22	都道府県	77		松伏町 *	22	限特
28		山形市	24	4条2項	78	千葉県	千葉県	22	都道府県
29		米沢市	24	限特	79		千葉市	22	政令市
30		鶴岡市	25	限特	80		松戸市	23	4条1項
31		酒田市	22	限特	81		柏市	22	4条1項
32		天童市	23	限特	82		市原市	23	4条1項
33	福島県	福島県	22	都道府県	83		八千代市	23	4条2項
34		福島市	24	4条1項	84		木更津市	22	4条2項
35		郡山市	25	4条1項	85		野田市	23	限特
36		いわき市	23	4条1項	86		茂原市	22	限特
37		会津若松市	22	限特	87		習志野市	22	4条2項
38		須賀川市	22	限特	88		流山市	23	限特
39	茨城県	茨城県	22	都道府県	89		我孫子市	25	4条2項
40		水戸市	22	4条1項	90		鎌ヶ谷市	23	限特
41		日立市	22	4条2項	91		君津市	23	限特
42		土浦市	23	4条2項	92		浦安市	24	4条2項
43		古河市	22	4条2項	93		四街道市	25	限特
44		北茨城市	22	4条2項	94		印西市	25	限特
45		取手市	22	4条2項	95		白井市	24	限特
46		つくば市	22	4条2項	96	東京都	千代田区	27	特別区
47		ひたちなか市	22	4条2項	97		港区	22	特別区
48	栃木県	栃木県	23	都道府県	98		江東区	25	特別区
49		宇都宮市	24	4条1項	99		中野区	24	特別区
50		足利市	24	4条2項	100		葛飾区	25	特別区

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成27年6月1日現在

■利用形態①					利用対象システム					
特定行政庁 254 (56%) 指定確認検査機関 3 (2%)					・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベース（大臣認定データベース含む） ＊印：建築基準法令データベースを利用対象外とした機関					
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分	
101	神奈川県	神奈川県	22	都道府県	151	静岡県	湖西市	23	限特	
102		横浜市	24	政令市	152	愛知県	豊橋市	25	4条1項	
103		川崎市	23	政令市	153		岡崎市	23	4条1項	
104		横須賀市	23	4条1項	154		一宮市	23	4条1項	
105		藤沢市	24	4条1項	155		春日井市	25	4条1項	
106		平塚市	23	4条1項	156		豊田市	23	4条1項	
107		小田原市	22	4条2項	157		半田市	25	限特	
108		茅ヶ崎市	22	4条2項	158		安城市	23	限特	
109		秦野市	23	4条2項	159		西尾市	23	限特	
110		厚木市	23	4条2項	160		江南市	25	限特	
111		大和市	23	4条2項	161		東海市	24	限特	
112	新潟県	新潟県	23	都道府県	162	三重県	三重県	23	都道府県	
113		新潟市	22	政令市	163		四日市市	24	4条1項	
114		長岡市	25	4条1項	164		津市	22	4条1項	
115		柏崎市	22	4条2項	165		松阪市	24	4条2項	
116		新発田市	22	4条2項	166		桑名市	23	4条2項	
117		上越市	23	4条2項	167		鈴鹿市	23	4条2項	
118		富山県	富山県	23	都道府県		168	名張市	22	限特
119	富山市		23	4条1項	169	龜山市	26	限特		
120		一般財団法人富山県建築住宅センター	23	知事指定	170	滋賀県	滋賀県	23	都道府県	
121	石川県	石川県	23	都道府県	171	滋賀県	大津市	22	4条1項	
122		金沢市	23	4条1項	172		彦根市	23	4条2項	
123		能美市	25	限特	173		長浜市	24	4条2項	
124		野々市市	24	4条2項	174		近江八幡市	22	4条2項	
125	福井県	福井県	22	都道府県	175		草津市	23	4条2項	
126		福井市	23	4条1項	176		守山市	22	4条2項	
127		一般財団法人福井県建築住宅センター	23	知事指定	177		東近江市	23	4条2項	
128	山梨県	山梨県	23	都道府県	178		京都府	京都府	22	都道府県
129		甲府市	23	4条2項	179			宇治市	26	4条2項
130	長野県	諏訪市	22	限特	180				特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	22
131	岐阜県	岐阜県	24	都道府県	181	大阪府	大阪府	22	都道府県	
132		岐阜市	25	4条1項	182		大阪市	24	政令市	
133		大垣市	23	4条2項	183		堺市	23	政令市	
134		各務原市	24	4条2項	184		吹田市	22	4条1項	
135	静岡県	静岡県	23	都道府県	185		奈良県	寝屋川市	23	4条2項
136		静岡市	23	政令市	186			箕面市	23	4条2項
137		浜松市	23	政令市	187			羽曳野市	22	4条2項
138		沼津市	23	4条2項	188			門真市	22	4条2項
139		富士宮市	22	4条2項	189	奈良県		奈良県	23	都道府県
140		富士市	23	4条2項	190	奈良市		22	4条1項	
141		焼津市	23	4条2項	191	橿原市	24	4条2項		
142		三島市	22	限特	192	和歌山県	和歌山市	23	4条1項	
143		磐田市	23	限特	193	鳥取県	鳥取県	22	都道府県	
144		伊東市	22	限特	194		鳥取市	24	4条2項	
145		島田市	23	限特	195		米子市	24	4条2項	
146		掛川市	23	限特	196		倉吉市	23	4条2項	
147		藤枝市	23	限特	197	島根県	島根県	22	都道府県	
148		御殿場市	23	限特	198		松江市	24	4条2項	
149		袋井市 *	23	限特 *	199		出雲市	22	4条2項	
150	裾野市	25	限特	200	浜田市		22	限特		

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成27年6月1日現在

■利用形態①					利用対象システム				
特定行政庁 254 (56%) 指定確認検査機関 3 (2%)					・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベース(大臣認定データベース含む) *印: 建築基準法令データベースを利用対象外とした機関				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
201	島根県	益田市	23	限特	251	宮崎県	宮崎市	24	4条1項
202		大田市	22	限特	252		日向市	23	4条2項
203		安来市	22	限特	253	鹿児島県	鹿児島県	22	都道府県
204		江津市	25	限特	254		霧島市	22	限特
205		雲南市	25	限特	255	沖縄県	沖縄県	24	都道府県
206	岡山県	岡山県	22	都道府県	256		那覇市	22	4条1項
207		倉敷市	25	4条1項	257		沖縄市	25	4条2項
208		津山市	22	4条2項					
209		総社市	22	4条2項					
210		笠岡市	22	4条2項					
211	広島県	広島県	22	都道府県					
212		広島市	24	政令市					
213		福山市	23	4条1項					
214		呉市	22	4条2項					
215		三原市	26	4条2項					
216		尾道市	25	4条2項					
217		東広島市	23	4条2項					
218		廿日市市	23	4条2項					
219		三次市	22	限特					
220	山口県	山口県	22	都道府県					
221		下関市	26	4条1項					
222		宇部市	23	4条2項					
223		山口市	22	4条2項					
224		周南市	23	4条2項					
225		萩市	22	4条2項					
226		防府市	22	4条2項					
227		岩国市	22	限特					
228		長門市	22	限特					
229		山陽小野田市	26	限特					
230	愛媛県	愛媛県	22	都道府県					
231		松山市	22	4条1項					
232		今治市	22	4条2項					
233		新居浜市	24	4条2項					
234		宇和島市	22	限特					
235		西条市	22	4条2項					
236	高知県	高知県	23	都道府県					
237		高知市	23	4条1項					
238	福岡県	福岡県	26	都道府県					
239		北九州市	26	政令市					
240		福岡市	26	政令市					
241		大牟田市	23	4条2項					
242	佐賀県	佐賀県	22	都道府県					
243		佐賀市	22	4条2項					
244	長崎県	長崎県	22	都道府県					
245		長崎市	23	4条1項					
246		佐世保市	22	4条1項					
247		島原市	22	限特					
248		大村市	25	限特					
249	大分県	佐伯市	25	4条2項					
250	宮崎県	宮崎県	24	都道府県					

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成27年6月1日現在

■利用形態②					利用対象システム				
特定行政庁 117 (26%) 指定確認検査機関 101 (75%)					・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベース(大臣認定データベース含む) *印: 建築基準法令データベースを利用対象外とした機関				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
1	北海道	札幌市	26	政令市	51	千葉県	株式会社千葉県建築住宅センター	25	知事指定
2		小樽市 *	26	4条2項	52	東京都	東京都	26	都道府県
3		北見市	25	4条2項	53		八王子市	24	4条1項
4		江別市	23	4条2項	54		町田市	25	4条1項
5		網走市 *	26	限特	55		立川市	25	4条2項
6		上富良野町 *	25	限特	56		武蔵野市	25	4条2項
7		一般財団法人北海道建築指導センター *	25	知事指定	57		三鷹市	24	4条2項
8		株式会社札幌工業検査	25	知事指定	58		府中市 *	25	4条2項
9	宮城県	株式会社東北建築センター *	25	知事指定	59		調布市 *	25	4条2項
10		一般財団法人宮城県建築住宅センター	26	知事指定	60		日野市	25	4条2項
11		株式会社仙台都市整備センター	25	知事指定	61		国分寺市	25	4条2項
12	秋田県	秋田県 *	27	都道府県	62		中央区	23	特別区
13		横手市	25	4条2項	63		新宿区	24	特別区
14		大館市 *	26	限特	64		文京区 *	25	特別区
15		大仙市 *	25	限特	65		台東区	25	特別区
16		一般財団法人秋田県建築住宅センター	26	知事指定	66		墨田区	26	特別区
17	福島県	一般財団法人ふくしま建築住宅センター *	25	知事指定	67		品川区	24	特別区
18	茨城県	高萩市 *	25	4条2項	68		目黒区 *	26	特別区
19		株式会社E M I 確認検査機構 *	25	地整指定	69		大田区	25	特別区
20		一般財団法人茨城県建築センター *	25	知事指定	70		世田谷区	22	特別区
21		株式会社安心確認検査機構	25	知事指定	71		渋谷区	23	特別区
22	栃木県	公益財団法人とちぎ建設技術センター	25	知事指定	72		杉並区	24	特別区
23	群馬県	前橋市	25	4条1項	73		北区	24	特別区
24		高崎市 *	25	4条1項	74		荒川区	22	特別区
25		桐生市	25	4条2項	75		板橋区	23	特別区
26		伊勢崎市	25	4条2項	76		練馬区	25	特別区
27		公益財団法人群馬県建設技術センター	27	知事指定	77		足立区	22	特別区
28	埼玉県	川越市	25	4条1項	78		江戸川区 *	25	特別区
29		所沢市	26	4条1項	79		一般財団法人日本建築センター	23	大臣指定
30		春日部市 *	25	4条2項	80		一般財団法人日本建築設備・昇降機センター *	25	大臣指定
31		上尾市 *	26	4条2項	81		日本E R I 株式会社	23	大臣指定
32		新座市	25	4条2項	82		一般財団法人住宅金融普及協会	25	大臣指定
33		行田市 *	25	限特	83		ハウスプラス確認検査株式会社	24	大臣指定
34		秩父市 *	25	限特	84		株式会社住宅性能評価センター	23	大臣指定
35		加須市 *	26	限特	85		株式会社都市居住評価センター	23	大臣指定
36		羽生市 *	27	限特	86		一般財団法人ベターリビング *	22	大臣指定
37		戸田市	25	限特	87		日本建築検査協会株式会社	23	大臣指定
38		志木市 *	26	限特	88		S B I アーキオリティ株式会社	23	大臣指定
39		和光市 *	25	限特	89		アウェイ建築評価ネット株式会社 *	25	大臣指定
40		久喜市	26	4条2項	90		株式会社グッド・アイズ建築検査機構	24	大臣指定
41		富士見市	22	限特	91		株式会社東京建築検査機構	23	地整指定
42		三郷市 *	26	限特	92		株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構	24	地整指定
43		ふじみ野市	22	限特	93		イーハウス建築センター株式会社	25	地整指定
44		一般財団法人さいたま住宅検査センター *	25	地整指定	94		一般社団法人日本住宅性能評価機構	24	地整指定
45	千葉県	市川市	25	4条1項	95		株式会社J 建築検査センター	24	地整指定
46		船橋市	22	4条1項	96		公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	25	知事指定
47		佐倉市	24	4条2項	97		株式会社高良G U T *	25	地整指定
48		株式会社ガイア *	25	地整指定	98		日本建物評価機構株式会社 *	25	大臣指定
49		日本確認センター株式会社	25	地整指定	99		株式会社都市建築確認センター	25	地整指定
50		ユーディーアイ確認検査株式会社	24	地整指定	100		株式会社T S K 建築確認安全センター	25	地整指定

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成27年6月1日現在

■利用形態②					利用対象システム				
特定行政庁 117 (26%) 指定確認検査機関 101 (75%)					・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベース(大臣認定データベース含む) *印: 建築基準法令データベースを利用対象外とした機関				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
101	東京都	A I 確認検査センター株式会社	26	大臣指定	151	大阪府	池田市	26	4条2項
102		シー・アイ・ジャパン株式会社	25	地整指定	152		守口市 *	24	4条2項
103	神奈川県	相模原市	25	政令市	153		和泉市	25	4条2項
104		鎌倉市	25	4条2項	154		一般財団法人日本建築総合試験所	23	大臣指定
105		株式会社東日本住宅評価センター	24	大臣指定	155		株式会社国際確認検査センター	26	大臣指定
106		ビューローベリタスジャパン株式会社	23	大臣指定	156		株式会社西日本住宅評価センター	23	大臣指定
107		株式会社神奈川建築確認検査機関	25	地整指定	157		株式会社日本確認検査センター	24	地整指定
108		富士建築センター株式会社	22	大臣指定	158		建築検査機構株式会社	25	地整指定
109		一般財団法人神奈川県建築安全協会 *	25	知事指定	159		株式会社近確機構	24	地整指定
110		株式会社湘南建築センター	24	地整指定	160		株式会社オーネックス *	25	地整指定
111		S G S ジャパン株式会社	22	大臣指定	161		株式会社技研 *	25	地整指定
112	新潟県	三条市	22	4条2項	162		株式会社確認検査機構トラスト *	25	大臣指定
113		一般財団法人いがた住宅センター *	25	知事指定	163		関西住宅品質保証株式会社 *	25	地整指定
114	富山県	高岡市 *	25	4条2項	164		アール・イー・ジャパン株式会社	25	地整指定
115	石川県	白山市	25	4条2項	165		株式会社総合確認検査機構	24	地整指定
116		加賀市	25	限特	166		一般財団法人大阪建築防災センター	24	知事指定
117		一般財団法人石川県建築住宅センター *	25	知事指定	167	兵庫県	兵庫県	22	都道府県
118	山梨県	公益社団法人山梨県建設技術センター	25	知事指定	168		神戸市 *	25	政令市
119	長野県	長野県 *	26	都道府県	169		姫路市	25	4条1項
120		長野市 *	27	4条1項	170		明石市	25	4条1項
121		上田市 *	25	4条2項	171		加古川市 *	25	4条1項
122		岡谷市	23	限特	172		高砂市 *	26	4条2項
123		塩尻市 *	26	限特	173		三田市 *	26	4条2項
124	岐阜県	株式会社ぎふ建築住宅センター *	25	地整指定	174		株式会社ジェイネット *	26	地整指定
125		有限会社みの建築確認検査センター *	26	知事指定	175		株式会社阪確サポート	25	地整指定
126	静岡県	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	23	知事指定	176		株式会社兵庫確認検査機構	25	知事指定
127	愛知県	愛知県 *	26	都道府県	177	奈良県	株式会社確認検査機構プラン2 1	25	地整指定
128		名古屋市 *	25	政令市	178		一般財団法人なら建築住宅センター *	25	知事指定
129		刈谷市 *	25	限特	179	和歌山県	和歌山県	26	都道府県
130		稲沢市 *	27	限特	180	岡山県	岡山県建築住宅センター株式会社 *	26	知事指定
131		株式会社確認サービス	24	大臣指定	181	広島県	株式会社ジェイ・イー・サポート	24	大臣指定
132		株式会社C I 東海 *	25	地整指定	182		ハウスプラス中国住宅保証株式会社	24	地整指定
133		一般財団法人愛知県建築住宅センター	24	知事指定	183		株式会社広島建築住宅センター *	26	知事指定
134		株式会社愛知建築センター *	25	知事指定	184		有限会社広島県東部建築確認センター *	25	地整指定
135		株式会社確認検査愛知 *	25	地整指定	185	徳島県	徳島県	22	都道府県
136	三重県	伊賀市	25	限特	186		徳島市 *	27	4条1項
137		公益財団法人三重県建設技術センター *	25	知事指定	187		株式会社とくしま建築住宅センター *	24	知事指定
138		株式会社トータル建築確認評価センター	25	知事指定	188	香川県	香川県 *	26	都道府県
139	滋賀県	株式会社確認検査機構アネックス	23	地整指定	189		高松市 *	25	4条1項
140		一般財団法人滋賀県建築住宅センター	24	知事指定	190	高知県	公益社団法人高知県建設技術公社	26	知事指定
141	京都府	京都市	23	政令市	191	福岡県	久留米市	25	4条1項
142		株式会社京都確認検査機構 *	25	知事指定	192		一般財団法人福岡県建築住宅センター	24	知事指定
143		株式会社I - P E C	23	地整指定	193		九州住宅保証株式会社	25	地整指定
144	大阪府	豊中市	22	4条1項	194	佐賀県	公益財団法人佐賀県建設技術支援機構 *	25	知事指定
145		高槻市	25	4条1項	195	長崎県	一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター *	25	知事指定
146		枚方市 *	25	4条1項	196	熊本県	熊本県	23	都道府県
147		茨木市	25	4条1項	197		熊本市	25	政令市
148		八尾市	23	4条1項	198		八代市	25	4条2項
149		東大阪市	22	4条1項	199		一般財団法人熊本建築審査センター *	26	知事指定
150		岸和田市	23	4条2項	200		株式会社熊本建築確認検査機関 *	25	知事指定

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

※区分欄の大臣指定、地整指定、知事指定は確認検査機関としての指定区分を示す

平成27年6月1日現在

■	構造適判機関向け	都道府県 1 (6%)	指定構造計算適合性判定機関 34 (57%)	利用対象システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベース（大臣認定データベース含む） ＊印：建築基準法令データベースを利用対象外とした機関
	構造適判機関向け			

No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
1	北海道	地方独立行政法人北海道立総合研究機構	27	その他					
2	青森県	株式会社建築住宅センター	27	知事指定					
3	秋田県	一般財団法人秋田県建築住宅センター	27	知事指定					
4	茨城県	一般財団法人茨城県建築センター＊	27	知事指定					
5	栃木県	公益財団法人とちぎ建設技術センター	27	知事指定					
6	埼玉県	一般財団法人さいたま住宅検査センター＊	27	地整指定					
7	東京都	日本E R I株式会社	27	大臣指定					
8		一般財団法人日本建築センター	27	大臣指定					
9		一般財団法人住宅金融普及協会	27	大臣指定					
10		一般財団法人ベターリビング＊	27	大臣指定					
11		ハウスプラス確認検査株式会社	27	大臣指定					
12		日本建築検査協会株式会社	27	大臣指定					
13		アウェイ建築評価ネット株式会社＊	27	大臣指定					
14		株式会社東京建築検査機構	27	地整指定					
15		株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構	27	地整指定					
16		公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	27	知事指定					
17		株式会社建築構造センター＊	27	その他					
18	神奈川県	S G S ジャパン株式会社	27	大臣指定					
19		一般財団法人神奈川県建築安全協会＊	27	知事指定					
20	新潟県	一般財団法人いがた住宅センター＊	27	知事指定					
21	富山県	一般財団法人富山県建築住宅センター	27	知事指定					
22	石川県	一般財団法人石川県建築住宅センター＊	27	知事指定					
23	岐阜県	岐阜県	27	都道府県					
24	静岡県	特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター＊	27	その他					
25	愛知県	一般財団法人愛知県建築住宅センター	27	知事指定					
26		株式会社確認サービス	27	大臣指定					
27	三重県	公益財団法人三重県建設技術センター＊	27	知事指定					
28	大阪府	一般財団法人日本建築総合試験所	27	大臣指定					
29	兵庫県	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター＊	27	知事指定					
30	岡山県	岡山県建築住宅センター株式会社＊	27	知事指定					
31	福岡県	九州住宅保証株式会社	27	地整指定					
32		一般財団法人福岡県建築住宅センター	27	知事指定					
33	佐賀県	公益財団法人佐賀県建設技術支援機構＊	27	知事指定					
34	熊本県	一般財団法人熊本建築構造評価センター＊	27	知事指定					
35	鹿児島県	公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター	27	知事指定					

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成27年6月1日現在

■ 建築士・事務所登録閲覧システム（登録）							
国・都道府県 48 (100%)							
指定登録機関（建築士会） 41 (100%)							
指定事務所登録機関（事務所協会） 41 (100%)							
No	区域	機関名	区分	No	区域	機関名	区分
1	北海道	北海道	都道府県	51	石川県	一般社団法人石川県建築士事務所協会	事務所協会
2		一般社団法人北海道建築士会	建築士会	52	福井県	福井県	都道府県
3		一般社団法人北海道建築士事務所協会	事務所協会	53	山梨県	山梨県	都道府県
4	青森県	青森県	都道府県	54	長野県	長野県	都道府県
5		一般社団法人青森県建築士会	建築士会	55		一般社団法人長野県建築士会	建築士会
6		一般社団法人青森県建築士事務所協会	事務所協会	56		一般社団法人長野県建築士事務所協会	事務所協会
7	岩手県	岩手県	都道府県	57	岐阜県	岐阜県	都道府県
8		一般社団法人岩手県建築士会	建築士会	58		公益社団法人岐阜県建築士会	建築士会
9	宮城県	宮城県	都道府県	59		一般社団法人岐阜県建築士事務所協会	事務所協会
10		一般社団法人宮城県建築士会	建築士会	60	静岡県	静岡県	都道府県
11		一般社団法人宮城県建築士事務所協会	事務所協会	61		公益社団法人静岡県建築士会	建築士会
12	秋田県	秋田県	都道府県	62		一般社団法人静岡県建築士事務所協会	事務所協会
13		一般社団法人秋田県建築士事務所協会	事務所協会	63	愛知県	愛知県	都道府県
14	山形県	山形県	都道府県	64		公益社団法人愛知建築士会	建築士会
15		一般社団法人山形県建築士会	建築士会	65		公益社団法人愛知県建築士事務所協会	事務所協会
16		一般社団法人山形県建築士事務所協会	事務所協会	66	三重県	三重県	都道府県
17	福島県	福島県	都道府県	67		一般社団法人三重県建築士会	建築士会
18		公益社団法人福島県建築士会	建築士会	68		一般社団法人三重県建築士事務所協会	事務所協会
19		一般社団法人福島県建築士事務所協会	事務所協会	69	滋賀県	滋賀県	都道府県
20	茨城県	茨城県	都道府県	70		公益社団法人滋賀県建築士会	建築士会
21		一般社団法人茨城県建築士会	建築士会	71		一般社団法人滋賀県建築士事務所協会	事務所協会
22		一般社団法人茨城県建築士事務所協会	事務所協会	72	京都府	京都府	都道府県
23	栃木県	栃木県	都道府県	73		一般社団法人京都府建築士会	建築士会
24		一般社団法人栃木県建築士会	建築士会	74		一般社団法人京都府建築士事務所協会	事務所協会
25		一般社団法人栃木県建築士事務所協会	事務所協会	75	大阪府	大阪府	都道府県
26	群馬県	群馬県	都道府県	76		公益社団法人大阪府建築士会	建築士会
27		一般社団法人群馬建築士会	建築士会	77		一般社団法人大阪府建築士事務所協会	事務所協会
28		一般社団法人群馬県建築士事務所協会	事務所協会	78	兵庫県	兵庫県	都道府県
29	埼玉県	埼玉県	都道府県	79		公益社団法人兵庫県建築士会	建築士会
30		一般社団法人埼玉建築士会	建築士会	80		一般社団法人兵庫県建築士事務所協会	事務所協会
31		一般社団法人埼玉県建築士事務所協会	事務所協会	81	奈良県	奈良県	都道府県
32	千葉県	千葉県	都道府県	82	和歌山県	和歌山県	都道府県
33		一般社団法人千葉県建築士会	建築士会	83		一般社団法人和歌山県建築士会	建築士会
34		公益社団法人千葉県建築士事務所協会	事務所協会	84		一般社団法人和歌山県建築士事務所協会	事務所協会
35	東京都	東京都	都道府県	85	鳥取県	鳥取県	都道府県
36		公益社団法人日本建築士会連合会	建築士会	86		一般社団法人鳥取県建築士会	建築士会
37		一般社団法人東京建築士会	建築士会	87		一般社団法人鳥取県建築士事務所協会	事務所協会
38		一般社団法人東京都建築士事務所協会	事務所協会	88	島根県	島根県	都道府県
39		国土交通省住宅局建築指導課	国	89		一般社団法人島根県建築士会	建築士会
40	神奈川県	神奈川県	都道府県	90		一般社団法人島根県建築士事務所協会	事務所協会
41		一般社団法人神奈川県建築士会	建築士会	91	岡山県	岡山県	都道府県
42		一般社団法人神奈川県建築士事務所協会	事務所協会	92		一般社団法人岡山県建築士会	建築士会
43	新潟県	新潟県	都道府県	93		一般社団法人岡山県建築士事務所協会	事務所協会
44		一般社団法人新潟県建築士会	建築士会	94	広島県	広島県	都道府県
45		一般社団法人新潟県建築士事務所協会	事務所協会	95		公益社団法人広島県建築士会	建築士会
46	富山県	富山県	都道府県	96		一般社団法人広島県建築士事務所協会	事務所協会
47		公益社団法人富山県建築士会	建築士会	97	山口県	山口県	都道府県
48		一般社団法人富山県建築士事務所協会	事務所協会	98		一般社団法人山口県建築士会	建築士会
49	石川県	石川県	都道府県	99		一般社団法人山口県建築士事務所協会	事務所協会
50		一般社団法人石川県建築士会	建築士会	100	徳島県	徳島県	都道府県

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成27年6月1日現在

■建築士・事務所登録閲覧システム（登録） 国・都道府県 48 (100%) 指定登録機関（建築士会） 41 (100%) 指定事務所登録機関（事務所協会） 41 (100%)					
No	区域	機関名	区分		
101	香川県	香川県	都道府県		
102	愛媛県	愛媛県	都道府県		
103		公益社団法人愛媛県建築士会	建築士会		
104		一般社団法人愛媛県建築士事務所協会	事務所協会		
105	高知県	高知県	都道府県		
106		公益社団法人高知県建築士会	建築士会		
107		一般社団法人高知県建築士事務所協会	事務所協会		
108	福岡県	福岡県	都道府県		
109		公益社団法人福岡県建築士会	建築士会		
110		一般社団法人福岡県建築士事務所協会	事務所協会		
111	佐賀県	佐賀県	都道府県		
112		一般社団法人佐賀県建築士会	建築士会		
113		一般社団法人佐賀県建築士事務所協会	事務所協会		
114	長崎県	長崎県	都道府県		
115		一般社団法人長崎県建築士会	建築士会		
116		一般社団法人長崎県建築士事務所協会	事務所協会		
117	熊本県	熊本県	都道府県		
118		公益社団法人熊本県建築士会	建築士会		
119		一般社団法人熊本県建築士事務所協会	事務所協会		
120	大分県	大分県	都道府県		
121		公益社法人大分県建築士会	建築士会		
122		一般社法人大分県建築士事務所協会	事務所協会		
123	宮崎県	宮崎県	都道府県		
124		一般社団法人宮崎県建築士会	建築士会		
125		一般社団法人宮崎県建築士事務所協会	事務所協会		
126	鹿児島県	鹿児島県	都道府県		
127		公益社団法人鹿児島県建築士会	建築士会		
128		一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会	事務所協会		
129	沖縄県	沖縄県	都道府県		
130		一般社団法人沖縄県建築士事務所協会	事務所協会		

(2) システム機器更新及び総合管理センター（IDC）移転について

建築行政共用データベースシステムは、平成 22 年の本稼働以来 6 年目に入り、サーバ等システム機器の老朽化が進んでいることから、安定的稼働を確実に維持するため、下記のとおり、システム機器更新及び総合管理センター（IDC）の移転を行う予定です。

①システム機器更新の効果

ア システムの信頼性向上

個別のサーバにはハードディスクを搭載せず、より高い信頼度が見込める大容量ストレージからシステムをダウンロードする方式を採用します。

イ 応答速度の改善

データの検索を実施した際、該当件数が多い場合は、ハードディスクから情報を取得する処理に遅れが発生しがちになることから、この改善を図ります。

ウ ストレージの拡張

拡張性の高いハードディスクを採用し、今後のデータ増大に備えます。

②総合管理センター（IDC）移転の効果

ア 緊急時対応時間の短縮

従前は神奈川県内の IDC を利用しておりましたが、より信頼性が高く、ICBA からの距離も近い IDC に移転します。これにより、緊急時には対応時間の短縮も見込めます。

※新 IDC の特長

液状化の可能性が低い立地で、地上 3 階までは耐震構造、機器のある 4 階以上は免震構造です。また津波の想定も余裕を持ってクリアしています。更に、電源については三系統で供給を受け、万一それでも供給が停止したときは無停電装置及び非常用発電機により対応します。

③スケジュール

機器更新・移転

平成 27 年 12 月 25 日（金）19 時 ～ 平成 28 年 1 月 4 日（月）5 時

- ・この期間はシステムを停止します。
利用者の皆さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご理解ご協力のほどお願いします。
- ・各種通知書発行は WORD 等で対応いただくか、稼働再開までお待ちいただくようお願いいたします。

(3) 台帳・帳簿登録閲覧システムの改修等

法改正対応の内、入力や帳票出力機能を改修し、本年6月1日にリリースしました。

改修項目は、【表1】のとおりです（詳細は次頁以降参照）。

なお、一部の改修は【表2】のとおりで、後日（10月）リリース予定です。

【表1】

1. 用途に「幼保連携型認定こども園」を追加
2. 老人ホーム等に関する地階に係る容積率制限の緩和
3. 構造適判に関する改修
4. 第四面「耐火建築物」及び「特例の適用」に関する改修
5. 第六面の追加
6. 帳簿システムから特定行政庁宛の報告に第六面を追加
7. 適判に関する「文書の收受」を追加
8. 配信報告、用紙報告の確認審査報告書及び計画変更確認審査報告書登録時における構造適判に関する様式改正対応
9. 確認済証へ第6条の3第1項ただし書きを出力する
10. 各帳票及び詳細画面の文言訂正

【表2】

1. 老人ホーム等に関する地階に係る容積率制限の緩和（データ抽出）
2. 構造計算適合性判定手続きの見直し関連（基本統計・データ抽出）
3. 仮使用認定（入力・報告等）

また、改修に関するご要望やバグの改修状況については、【表3】のとおりです。

【表3】(平成27年6月末時点)

区分	改修済	改修中	未改修	計
要望	198 (163)	0 (36)	71 (50)	269 (249)
バグ	238 (176)	25 (87)	2 (0)	265 (263)
計	436 (339)	25 (123)	73 (50)	534 (512)

()内は、平成26年11月7日「建築行政共用データベースシステム説明会」時点のものです

【法改正対応の詳細について】

1. 用途に「幼保連携型認定こども園」を追加

- ・受付年月日が平成 27 年 4 月 1 日以降のものに表示。
- ・対象は、台帳・帳簿登録閲覧システム及び通知・報告配信システム。

2. 老人ホーム等に関する地階に係る容積率制限の緩和

- 1)第三面-各種面積 容積率等の「地階の住宅の部分」を「地階住宅・老人ホーム等の部分」へ変更する。
 - ・確認申請、計画変更確認申請、計画通知及び計画変更通知、並びに建築計画概要書が対象。
 - ・受付年月日等に関わらず、表示・出力される。
 - ・対象は、台帳・帳簿登録閲覧システム及び通知・報告配信システム。
- 2)「申請書を表示」(画面)、「概要書を表示」(画面、PDF)にも出力される。
- 3)「物件コピー詳細画面」にも表示、コピー可能とする。

3. 構造適判に関する改修

- 1)建築物の申請書第二面に「構造計算適合性判定の申請」を追加する。
 - ・確認申請、計画変更確認申請、計画通知及び計画変更通知が対象。
 - ・対象は、台帳・帳簿登録閲覧システム及び通知・報告配信システム。
 - ・申請済、未申請行に関しては行追加・削除を可能とする。

The screenshot shows a web application interface for entering application information. The title bar indicates the date and time as 2015年05月20日 11時21分 and the user as ログインユーザ:利用者03. The main content area is titled '申請情報 入力・編集' and shows various input fields for '建築士事務所' and '工事施工者'. At the bottom, there is a section for '構造計算適合性判定の申請' (Structure Calculation Suitability Judgment Application). This section contains a table with columns for '申請済' (Applied), '機関名称' (Institution Name), '機関名称' (Institution Name), '所在地' (Location), and '所在地' (Location). The '申請済' column has checkboxes for '申請済' (checked), '未申請' (unchecked), and '申請不要' (unchecked). The '申請済' row has '追加' (Add) and '削除' (Delete) buttons. The '未申請' row has '追加' (Add) and '削除' (Delete) buttons. The '申請不要' row has '追加' (Add) and '削除' (Delete) buttons. A red box highlights the '削除' button in the '申請済' row.

2)「申請書を表示」にも出力する。

- ・申請済、未申請、申請不要の表示は申請入力画面第二面でチェックされている場合のみ表示する。
- ・申請済、未申請の機関名称及び所在地は登録されている分だけ「(機関名称_所在地)」の形式で表示する。

3)「物件コピー詳細画面」にも表示、コピー可能とする。

4. 第四面「耐火建築物」及び「特例の適用」に関する改修

1) 第四面に新たな項目を追加する。

- ・確認申請、計画変更確認申請、計画通知及び計画変更通知が対象。

2) 「申請書を表示」にも出力する。

- ・画面表示及び PDF 第四面に表示

3) 「物件コピー詳細画面」にも表示、コピー可能とする。

5. 第六面の追加

1) 第六面を追加できる。

- ・第六面の「棟を追加」により、棟の情報を追加できる。
- ・確認申請、計画変更確認申請、計画通知及び計画変更通知が対象。

2) 「申請書を表示」にも出力する。

- ・画面及び PDF に表示。

3) 「物件コピー詳細画面」にも表示、コピー可能とする。

6. 帳簿システムから特定行政庁宛の報告に第六面を追加

- ・配信報告(建築物)の確認審査報告書及び計画変更確認審査報告書登録画面の取込データに第六面を追加

7. 適判に関する「文書の收受」を追加

- 1)「適判機関へ通知・照会・回答を送付」、2)「適判機関から通知・照会・回答を受領」、3)「申請者から適判審査結果を受領」を追加する。

8. 配信報告、用紙報告の確認審査報告書及び計画変更確認審査報告書登録時における構造適判に関する様式改正対応

確認済証交付年月日が平成27年6月1日以降又は未入力なら

「申請者から適判審査結果を受領」を表示する。

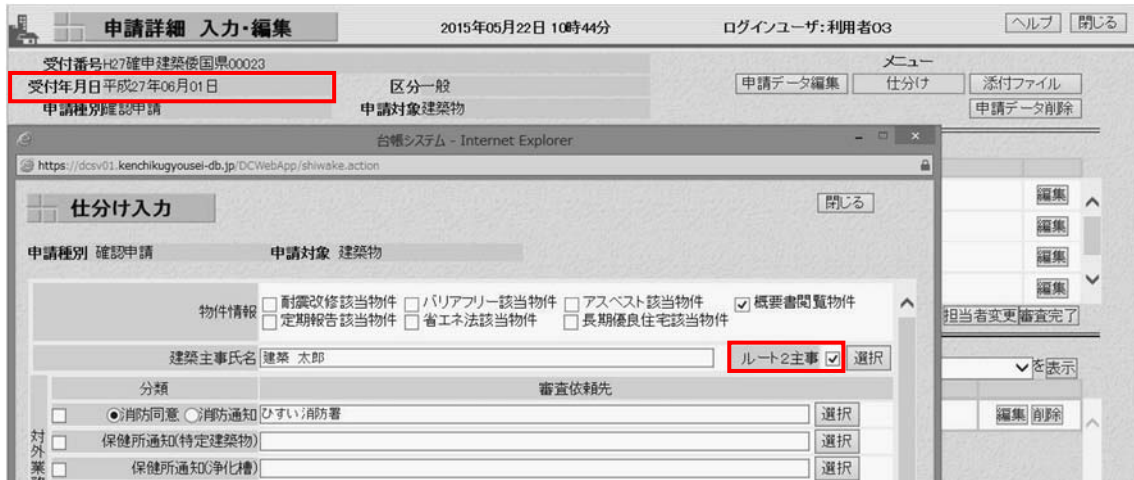
文書の收受を追加	申請者より取り止めを受領	追加	年月日	送受先	理由	表示
			平成27年05月21日	ICBA帳簿テスト		編集 削除
			平成27年05月21日	通知書交付者		編集 削除
			平成27年06月01日			編集 削除
			平成27年06月21日			編集 削除

確認済証交付年月日が、平成27年5月31日以前なら、「適判機関から審査結果を受領」を追加する。

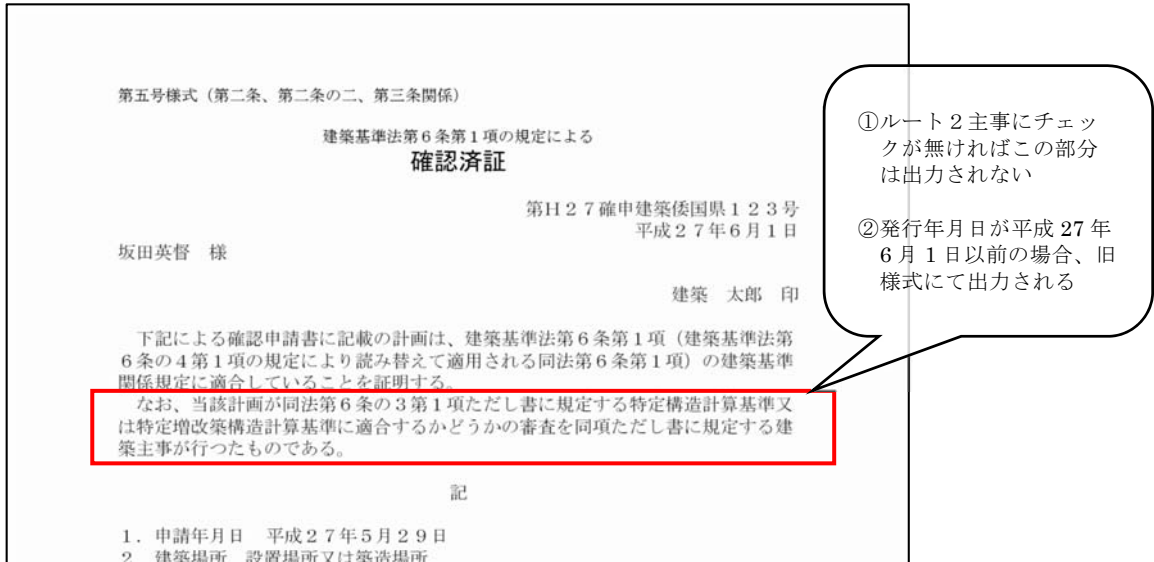
9. 確認済証へ第 6 条の 3 第 1 項ただし書きを出力する

1)台帳システム

- ・仕分け入力で「ルート2主事」にチェックがあり
- ・受付年月日が平成 27 年 6 月 1 日以降の場合



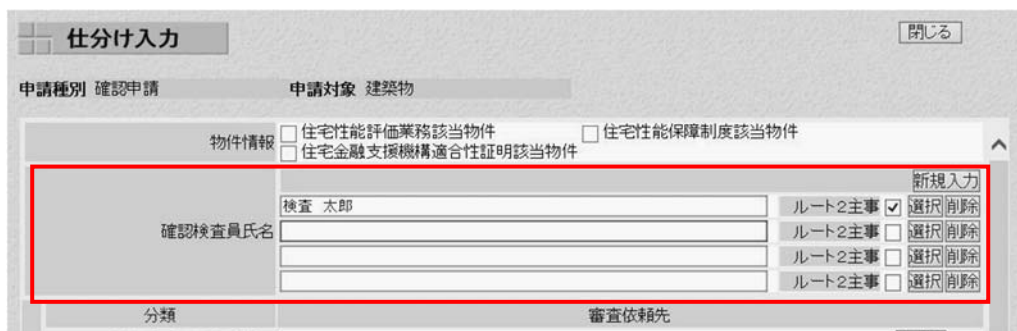
- ・確認済証に赤枠のただし書きが出力される



2)帳簿システム

- ・上記と同様である。配信の場合、仕分けで入力した検査員が、決裁及び報告書に反映される。
- ・帳簿の場合は確認検査員氏名を複数にできる。

建築主事の場合とは異なり、確認の主体は機関であり、確認済証の「確認検査員の氏名」の欄は審査を行った者の氏名を記載するものであるため、同項ただし書きに規定する構造計算基準の審査を行った確認検査員の氏名も記載した上で、ただし書きに明記する…とされているため。



3)確認審査報告書

- ・用紙報告も、配信報告も同様に以下のとおりルート2主事(確認検査員)を入出力できる。

用紙報告の概要入力 完了 2015年05月22日 13時07分 ログインユーザ:利用者03

文書種類 確認審査報告書 申請対象 建築物

報告内容

報告受付番号 IC7確認報告建築法第6条00027
 受付年月日 平成27年6月3日
 報告書番号 報告270602
 報告日 平成27年6月2日
 報告元 ICBA標準テスト
 建築主、設置者又は築造主名 1 建築行政情報センター
 建築場所、設置場所又は築造場所 〒1620825 東京都新宿区神楽坂1-15
 審査の結果 ●適合 ○不適合 ○決定不可(無期限) ○決定不可(軽微な変更) ○決定不可(追加説明) ○決定不可(軽微な変更・追加説明)
 確認済証番号 確認270602 号 確認済証交付年月日 平成27年6月1日
 確認検査員氏名
 1 確認 一郎 ルート2主事
 2 審査 二郎 ルート2主事

第十六号様式 (第三条の五関係)
 建築基準法第6条の2第5項の規定による
確認審査報告書
 第報告書270603号
 平成27年6月3日

印

下記による計画について、建築基準法第6条の2第1項(同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認のための審査を行ったので、同法第6条の2第5項(同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により、当該審査の結果を報告します。

記

1. 建築主、設置者又は築造主氏名
坂田 英督
2. 確認審査の結果 適合
3. 確認済証番号
第2013A1A00030号
4. 確認済証交付年月日 平成27年6月1日
5. 確認審査を行った確認検査員氏名 (法第6条の3第1項ただし書きの確認検査員)
検査 太郎
審査 二郎

10. 各帳票及び詳細画面の文言訂正

凡例：○帳票出力あり・×帳票出力なし・－対象外

No	様式	帳票	建築		昇降機		設備		工作物 1		工作物 2	
			PDF	EXCEL	PDF	EXCEL	PDF	EXCEL	PDF	EXCEL	PDF	EXCEL
1	第三号様式	建築計画概要書	○	×	—	—	—	—	—	—	○	×
2	第五号様式	確認済証(適合性判定なし)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
3		確認済証(適合性判定あり)	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
4	第五号の二様式	期間を延長する旨の通知書	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
5	第六号様式	適合しない旨の通知書	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
6	第七号様式	適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(無期限)	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
7		適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(補正)	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
8		適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(追加)	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
9		適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(補正・追加)	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
10	第十五号様式	確認済証(適合性判定なし)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
11		確認済証(適合性判定あり)	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
12	第十五号の二様式	適合しない旨の通知書	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
13	第十五号の三様式	適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(無期限)	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
14		適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(補正)	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
15		適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(追加)	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
16		適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(補正・追加)	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
17	第十六号様式	確認審査報告書(ルート2指定なし)	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
18		確認審査報告書(ルート2指定あり)	○	×	—	—	—	—	—	—	—	—
19	第十七号様式	適合しないと認める旨の通知書	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
20	第十八号様式	適合しないと認める旨の通知書	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
21	第二十一号様式	検査済証	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
22	第二十四号様式	検査済証	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
23	第二十八号様式	中間検査合格証	○	○	○	○	○	×	○	○	—	—
24	第三十一号様式	中間検査合格証	○	○	○	○	○	×	○	○	—	—
25	第三十五号様式	仮使用承認通知書 → 仮使用認定通知書	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
26	第三十六号様式 → 第三十五の二号様式	仮使用承認通知書 → 仮使用認定通知書	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
27	第三十七号様式	建築基準法令による処分等の概要書	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
30	第四十二号の三様式	確認済証(適合性判定なし)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
31		確認済証(適合性判定あり)	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
32	第四十二号の四様式	期間を延長する旨の通知書	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
33	第四十二号の五様式	適合しない旨の通知書	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
34	第四十二号の六様式	適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(無期限)	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
35		適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(補正)	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
36		適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(追加)	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
37		適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(補正・追加)	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
39	第四十二号の十五様式	検査済証を交付できない旨の通知書(追加説明)	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
40	第四十二号の十六様式	検査済証	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
42	第四十二号の十八様式	中間検査合格証を交付できない旨の通知書(追加説明)	○	×	○	×	○	×	○	×	—	—
43		中間検査合格証を交付できない旨の通知書(計画変更を求める通知)	○	×	○	×	○	×	○	×	—	—
44	第四十二号の十九様式	中間検査合格証	○	○	○	○	○	×	○	○	—	—
45	第四十二号の二十二様式	仮使用承認通知書 → 仮使用認定通知書	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
46	第四十二号の二十三様式	仮使用承認通知書 → 仮使用認定通知書	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×

(4) 建築士・事務所登録閲覧システムの改修等

建築士法改正に伴う建築士・事務所登録閲覧システムの改修について

建築士法改正（平成 27 年 6 月 25 日施行）対応の改修等については、以下のとおりです。

I. 建築士関係

1. 「所属した日」、「所属を外れた日」の表示（平成 27 年 6 月 25 日リリース）

建築士の検索及び照会で、事務所側の情報とリンクさせ、建築士が事務所に「所属した日」と「所属を外れた日」を（廃業又は取消事務所を含めて）全て表示します。

その他5			
その他5日付			
その他添付資料			
構造設計一級 建築士講習修了日	平成23年2月1日	構造設計一級 建築士講習受講機関	(財)建築技術教育普及センター
構造設計一級 建築士講習修了番号	KS26104	構造設計一級 建築士証発行の有無	有
設備設計一級 建築士講習修了日	平成23年2月1日	設備設計一級 建築士講習受講機関	(財)建築技術教育普及センター
設備設計一級 建築士講習修了番号	SS26104	設備設計一級 建築士証発行の有無	有

所属事務所一覧

No.	所属事務所名称	事務所区分	登録都道府県	事務所登録番号	所属した日	所属を外れた日	管理建築士区分
1	所属建築士一括取込テスト	一級	13:東京	第所属建築士数自動更新02号			
2	所属建築士数自動計算テスト	一級	13:東京	第所属自動計算テスト001号			
3	法改正対応事務所001	一級	13:東京	第法改正001号	平成26年1月4日		○

講習履歴	処分歴	再交付申請履歴
変更履歴	構造・設備建築士証交付返納	印刷

2. 建築士の「書換え」について（改修中）

従来は「氏名、生年月日、性別」（氏名等）に変更が生じた場合は書換えが義務付けられていました。それに加えて氏名等以外の記載事項（定期講習の受講履歴や顔写真など）について書換え交付を申請することができることになったため、「書換え」に対応できるようにします（履歴も残ります）。

建築士 建築士変更届/再交付

ヘルプ 閉じる

字形イメージ取込 仮登録 削除 戻る

登録前処理情報

01*手続種別 再交付 事項変更 住所変更等 書換え

02受付番号

07手続事項発生年月日 平成 年 月 日

08手続理由 再交付(傍損) 再交付(写真変更) 再交付(亡失) 再交付(その他) 事項変更(携帯免許) 事項変更(姓名) 事項変更(旧姓追加) 事項変更(その他) 上記を手続理由の3行目に追加する

09備考

10建築士区分 二級 11登録都道府県 13:東京

現況情報

II. 建築士事務所関係

1. 所属建築士（管理建築士及び管理建築士以外の所属建築士）に関する改修

建築士事務所の所属建築士を変更したときの届出義務化及び、改正法施行後1年以内に新たに所属建築士の氏名等の届出が義務化されることに伴い、建築士・事務所登録閲覧システムを改修しました。（平成27年6月25日リリース）

(1) 届出の新設

下表のとおり、事務所に関する情報を入力する際、届出を新設します。

なお、d)業務報告受理の際、所属建築士の追加・削除が可能でしたが、この機能は法改正に伴い不要となったため、平成27年6月24日をもって廃止しました。

（○は機能があることを示します）

機能	登録	削除	一括 ダウンロード ※	一括 アップロード ※	備考
a) 新規	○	機能無	機能無	○	(1)変更届・更新・届出は、それ以前の情報を履歴で残す (2)新規・変更届・更新・届出は、仮登録→本登録で登録する。 (3)仮登録情報の修正は、校正入力で行う
b) 変更届	○	○	○	○	
c) 更新	○	○	○	○	
d) 業務報告	廃止	廃止	廃止	廃止	
e) 届出	○	○	○	○	
f) 校正入力	○	○	機能無	機能無	(4) 正規登録情報の修正は誤記訂正で行う。但し削除やキー項目（資格区分・登録都道府県・登録番号）の修正はできず、履歴は残さない
g) 誤記訂正	○	機能無	機能無	機能無	

(2) 「所属した日」と「所属を外れた日」の新設

「所属した日」と「所属を外れた日」を新設し、所属建築士に義務化されている定期講習受講状況の確認が確実にできるようになりました。

■ 所属建築士名簿

所属建築士情報 削除 参照...

所属建築士 (正規登録された所属建築士をダウンロード) (一括登録と同時に既存データは全削除)

建築士氏名フリガナ

建築士氏名

*建築士資格区分 一級 二級 木造

*建築士登録番号 第 号 *登録を受けた都道府県

建築士登録年月日 平成 年 月 日

定期講習修了年月日(最新) 平成 年 月 日 定期講習修了番号 第 号

構造設計一級建築士証 第 号 設備設計一級建築士証 第 号

所属した日 平成 年 月 日 所属を外れた日 平成 年 月 日

No.	建築士氏名フリガナ	建築士区分	建築士登録番号	定期講習修了番号	構造設計一級建築士証 交付番号	設備設計一級建築士証 交付番号	所属した日	所属を外れた日	資格確認	編集
0001	イッキュウ コロウ ジム ショウ ミ コノフリガナ	一級	第2013105号	第T2008105Y号			平成27年6月25日		<input type="button" value="確認"/>	<input type="button" value="編集"/>
	一級 五郎	00:大臣	平成25年2月2日	平成21年5月1日	設備設計一級建築士 第170号				<input type="button" value="確認"/>	<input type="button" value="削除"/>
0002	イッキュウ シチロウ	一級	第2013107号	第T2013107Y号			平成27年7月1日		<input type="button" value="確認"/>	<input type="button" value="編集"/>
	一級 七郎	00:大臣	平成25年2月1日	平成25年2月28日	設備設計一級建築士 第183号				<input type="button" value="確認"/>	<input type="button" value="削除"/>
...	ニキュウ ハチロウ	二級	第25208号	第T25208号					<input type="button" value="確認"/>	<input type="button" value="編集"/>

(3) 所属した日の表示と出力

事務所の「検索」「照会」で「所属した日」を画面表示します。

データ抽出においても、「定期講習等全件出力」「定期講習未受講者抽出」などに所属した日を出力します。

(4) 所属を外れた日の自動登録

建築士事務所ステータスが「無効」(抹消・取消・廃業)となったとき、当該事務所の所属建築士(管理建築士を含む)の全てについて、「所属を外れた日」に、当該無効となった日(抹消又は取消では「抹消登録年月日」、廃業では「事由発生日」)を自動的に登録します。

2. 建築士事務所の開設者(法人役員)の登録等に係る対応 (改修中)

(1) 法人又は個人の開設者に関する新たな登録項目

法人役員について、事務所の新規・変更・更新・校正入力・誤記訂正に新たに「カタカナ(姓)」、「カタカナ(名)」、「性別」、「生年月日」を入力できるようにします。

個人事務所についても、同様に扱います。

(2) 法人役員の検索

新たに法人役員を検索することができるためのメニューを設けます。

(3) 法人役員に関する警察への暴力団照会に係る対応

事務所の入力(新規入力、変更届、更新入力、校正入力)及び検索に関して、これから登録しようとする役員及び登録済の役員に関する警察への照会のためのCSV出力機能を設けます。

3. その他

(1) 建築士事務所登録簿 (改修中)

建築士事務所登録簿の閲覧機能に、登録簿印刷機能を追加します。

(2) 建築士事務所の変更届で無効建築士がいる場合 (平成27年6月25日リリース)

建築士事務所の変更届が提出されたとき、(建築士側に届けが提出されて)資格が無効となった所属建築士がいる場合、仮登録ができなかったため、警告を表示して仮登録は可能としました。

以上

2. 建築行政マネジメント計画への活用

(1) 建築行政マネジメント計画とは

平成 22 年度に国土交通省より発出された「建築行政マネジメント計画策定指針」に基づき、都道府県及び特定行政庁が、平成 22～26 年度の 5 年間を計画期間として策定すべきこととされたものです。

今般、平成 27 年 2 月に「改訂版建築行政マネジメント計画策定指針」（以下「改訂指針」という。）が発出され、平成 27 年 6 月末を目途に次のとおり計画を見直すこととされています。

- ・都道府県及び特定行政庁：改訂指針に基づき、平成 27～31 年度に係る計画を見直し
- ・指定確認検査機関、構造適判機関：指定権者の依頼に基づき推進計画書を策定

(2) 共用データベースの活用について

都道府県及び特定行政庁における計画見直し検討の参考のため、ICBA では、共用データベースの活用に関する次の 3 点を記載した資料を、平成 27 年 3 月末に全国都道府県及び特定行政庁あてに発送しました。（別紙 1）

- ・設計者・工事監理者の適格性の確認について
- ・指定確認検査機関等からのデータ送信による確認検査に関する通知報告について
- ・台帳システムの多様な活用について

またあわせて、指定確認検査機関における推進計画書策定を機会に、次の 2 点にご留意いただきたい旨の文書を全国指定確認検査機関あてに発送しました。（別紙 2）

- ・建築士データベースの導入
- ・共用 DB によるデータ送信が可能なシステムの整備等の環境整備

(3) ICBA の取り組みについて

① 特定行政庁と指定確認検査機関のネットワーク構築のための取り組み

データ送信による確認検査に関する通知報告については、企画改善部会にてその方法等が整理されているところです。ICBA では、企画改善部会での検討結果等を踏まえ、運用開始までの特定行政庁及び指定確認検査機関双方の準備支援を行っております。

② 特定行政庁における台帳システムの多様な活用推進のための取り組み

台帳システムについては、他のサブシステムと比較して機能が複雑であり、建築行政マネジメント計画における活用策の検討が行いにくい面があります。そこで、ICBA では、個々の特定行政庁の運用に応じ、出張操作説明会の実施（原則無料）を含めて台帳システムの活用方法の検討を支援しております。

26ICBA第23号
平成27年3月25日

都道府県・特定行政庁
建築行政担当部局長様

一般財団法人建築行政情報センター
理事長 島崎 勉

建築行政マネジメント計画における建築行政共用
データベースシステム活用のご検討について（ご依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から当財団の業務について多大のご支援・ご協力をいただいておりますことに、改めてお礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省住宅局建築指導課長から「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について(技術的助言)」（平成27年2月20日付け国住指第4428号）が発せられ、貴部局におかれては建築行政マネジメント計画（以下「マネジメント計画」という。）の見直しに取り組まれていることと推察いたします。

ご承知のとおり、当財団におきましては、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）を国土交通省のご支援・ご指導の下、特定行政庁等で構成する建築行政共用データベースシステム連絡協議会のご意見・ご要望を反映させながら開発し、特定行政庁等の関係機関に提供しております。

本稼働の開始は平成22年度であり、丁度、現在のマネジメント計画の策定と同時期でありましたが、その後の5年間で共用DBは一層の改良が進むとともに、利用者での活用事例も増えてまいりました。

共用DBは、確認検査等の事務の効率化に大いに寄与するものであり、また、建築行政の課題となっています既存ストックの質の向上を図るうえで有用な情報を整理することができるものであります。今般のマネジメント計画の見直しに際し、別添の「共用DBの活用について」を参考にいただき、共用DBの一層の活用について、ぜひご検討をお願いいたします。

敬具

別添 共用DBの活用について

お問い合わせ

一般財団法人建築行政情報センター 企画課
TEL03-5225-7706 mail dbinfo@icba.or.jp
（担当 目黒、荘野、久保）

(別添) 共用DBの活用について

1 設計者・工事監理者の適格性の確認について

平成 25 年から建築確認、中間検査及び完了検査を行う際に設計者・工事監理者の建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認することになりましたが、「建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(技術的助言)」(平成 25 年 5 月 30 日付け国住指第 526 号)において、確認方法のひとつとして共用 DB の建築士データベース(以下「建築士 DB」という。)の登録情報により確かめることが掲げられています。

また、「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について(技術的助言)」(平成 27 年 2 月 20 日付け国住指第 4428 号)の別添「改訂版建築行政マネジメント計画策定指針」(以下「策定指針」という。)の . の「1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保」の「(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底」及び「(3) 工事監理業務の適正化とその徹底」においては、施策として、データベース等を活用した設計者・工事監理者の適格性の確認が掲げられています。

建築士 DB による確認は、審査側にとって業務の適確化・効率化に大きな効果があるとともに、申請側の建築士にとっても手続きの負担が大きく軽減されるものであり、大部分の特定行政庁・指定確認検査機関において建築士 DB を活用いただいているところです。

まだ建築士 DB を導入されていない特定行政庁におかれましては、以上の状況を踏まえ、マネジメント計画の見直しに合わせたご導入について、ぜひご検討をお願いいたします。

また、同じく未導入の指定確認検査機関に対しても、機関指定を所管する都道府県等から情報提供等をお願いいたします。

なお、本年 6 月に施行される改正建築基準法においては構造計算適合性判定が建築確認と独立した手続きになり、指定構造計算適合性判定機関等においても設計者の適格性を確認することになりました。この手続きにおける建築士 DB の活用についても、指定構造計算適合性判定機関等への情報提供等をお願いいたします。

2 指定確認検査機関等からのデータ送信による確認検査に関する通知報告について

策定指針の . の「7. 執行業務体制の整備」の「(3) データベースの整備・活用」においては、施策として、建築確認・検査、定期報告等の内容のデータベース化や指定確認検査機関とのネットワークの構築が掲げられています。

ほとんどの特定行政庁において、建築基準法第 12 条第 7 項に基づく台帳をデ

デジタル・データの形で整備しています。そして、そのツールとしては、過半の特定行政庁が共用 DB の台帳・帳簿登録閲覧システム（以下「台帳システム」という。）を利用されています。

確認検査に係る台帳の整備を図る場合、確認検査のほとんどが指定確認検査機関で実施されていることを踏まえると、指定機関でデジタル・データ化された内容をデータの形で取り込むことができれば、台帳整備の手間が格段に軽減されます。共用 DB においては、DB を利用している特定行政庁・指定機関と安全性の高いネットワークを結んでいるとともに、指定機関から特定行政庁にデータを送信する際に定めておくべきデータ形式について全国共通のプロトコルを定めることにより多数の指定機関から多数の特定行政庁に円滑にデータ送信できる環境を整備しています。共用 DB の台帳システムは、このプロトコルで指定機関からのデータを受信し、DB に格納できるシステムです。

指定機関側のデータ送信環境が整備されつつあるとともに、指定機関から特定行政庁へのデータ送受信が実施される事例が増加しています。

台帳システムを導入されていない特定行政庁におかれましては、以上の状況を踏まえ、マネジメント計画の見直しに合わせたご導入について、ぜひご検討をお願いいたします。

また、台帳システムを導入されている特定行政庁におかれましては、所管地域において業務を実施する指定機関に対し、データ送信の環境整備について、情報提供等をお願いいたします。

3 台帳システムの多様な活用について

策定指針の . の「7. 執行業務体制の整備」の「(3) データベースの整備・活用」においては、施策として、データベース分析による課題抽出と施策検討が掲げられるとともに、「4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保」において定期報告対象建築物等のデータベース化が掲げられています。

共用 DB の台帳システムは、格納された確認検査データや定期報告データから様々な課題に対応した対象建築物の抽出等の分析を行うことができます。建築行政においては、今後ますます、建築ストックの安全性確保に係る施策の重要性が増すと考えられます。その際の重要なツールとして、台帳システムを一層ご活用いただきますよう、ぜひご検討をお願いいたします。

以 上

26ICBA第24号

平成27年3月25日

指定確認検査機関 代表者様

一般財団法人建築行政情報センター
理事長 島崎 勉建築行政マネジメント計画における建築行政共用
データベースシステム活用のご検討について（ご依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から当財団の業務について多大のご支援・ご協力をいただいておりますことに、改めてお礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省住宅局建築指導課長から都道府県に対し「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について（技術的助言）」（平成27年2月20日付け国住指第4428号）が発せられ、都道府県及び特定行政庁において建築行政マネジメント計画（以下「マネジメント計画」という。）の見直しが進められています。また、指定確認検査機関に対しても、各機関の指定権者から推進計画書の策定及び提出が依頼されていることと思料いたします。

当財団においては、都道府県及び特定行政庁に対し、添付のとおり、マネジメント計画の見直しに際し、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の一層の活用を検討いただくよう依頼したところです。また、大臣・地方整備局長指定の指定確認検査機関に対し本文書を発出することについて、国土交通省住宅局建築指導課にご報告しているところです。

貴機関におかれましては、推進計画書の策定を機会に、下記についてぜひご留意をお願いいたします。

敬具

記

- 1 設計者・工事監理者の適格性の確認にあたって共用DBの建築士データベースを活用されていない指定機関におかれましては、速やかに同データベースの導入をご検討ください。
- 2 建築基準法第12条第7項に基づく特定行政庁の台帳の整備について一層の適確化及び効率化を図るため、同法第6条の2第10項等に基づく確認検査結果の通知報告について共用DBによるデータ送信が可能なシステムの整備等の環境整

備をご検討ください。

添付 26ICBA 第23号「建築行政マネジメント計画における建築行政共用データベースシステム活用のご検討について(ご依頼)」(都道府県・特定行政庁 建築行政担当部局長宛)

お問い合わせ

一般財団法人建築行政情報センター 企画課

TEL03-5225-7706 mail dbinfo@icba.or.jp

(担当 目黒、荘野、久保)

3. 平成 28～30 年度 利用料

(3) 平成 28～30 年度利用料

①原則

ア サブシステム別に、確認件数等に基づいて利用料を計算する

各サブシステムの利用料が業務規模等に応じた金額となるよう、算定基礎として年間確認件数等を用います。

年間確認件数等は、利用開始又は利用料見直し年度の2年度前の実績によります。

イ 利用料見直しを3年度毎に行う

業務規模等が適正に利用料に反映されるよう、3年度毎に見直しを行います。平成25年度に第1次見直しを行いました。平成28年度は第2次見直しとなります。

▼共用DB稼働開始

▼第1次見直し

▼第2次見直し

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
------	------	------	------	------	------	------	------	------

②留意点

ア 特定行政庁、指定確認検査機関

平成26年度の年間確認件数及び年間報告受理件数（建築物のみ、計画変更・計画通知・工作物・昇降機等は除く）の実績により再算定します。すなわち、件数変動による利用料総額の変動が発生します。

イ 指定構造計算適合性判定機関

平成26年度の構造計算適合性判定件数*（計画変更・計画通知は除く）の実績により再算定します。すなわち、件数変動による利用料総額の変動が発生します。

※構造計算適合性判定件数 法定依頼のほか、任意依頼も含めます。

平成27年6月1日改正建築基準法施行により、構造計算適合性判定が依頼から申請に変わりましたが、利用料算定においては、依頼と申請の区別なく件数を計上します。

ウ 建築士法関係団体

変更はありません。

③その他

ア 通知・報告配信システムの無料措置

平成 27 年度まで利用料低減策の一環として無料で提供してきた通知・報告配信システムは、平成 30 年度まで無料措置を延長します。

イ 激変緩和措置の終了

従前の建築確認支援システム「ほくと」からの移行に伴い利用料が激変した場合等において、共用データベースの円滑な導入のために個別協議により講じた激変緩和措置については、平成 27 年度末をもって完全に終了となります。

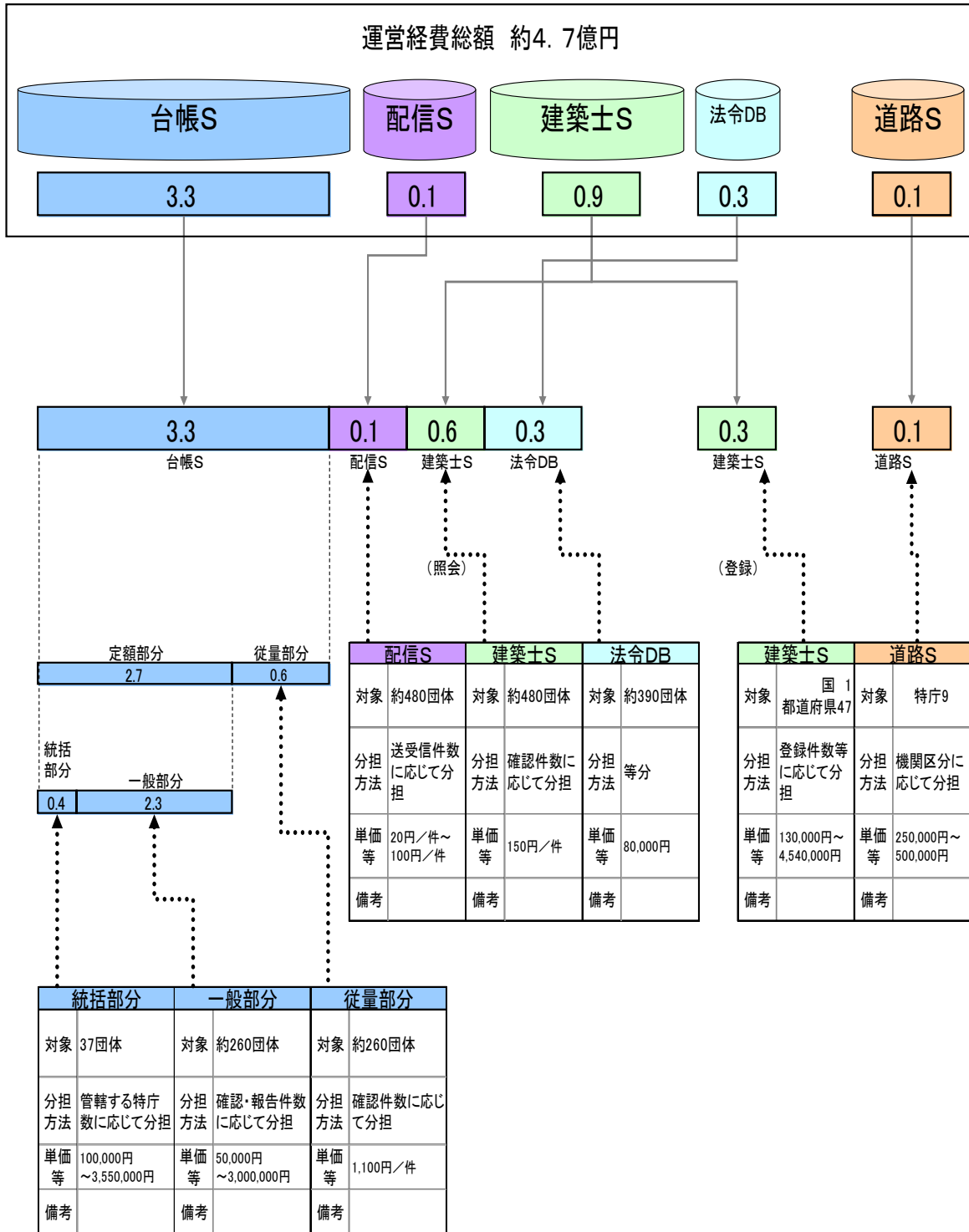
ウ 新規機関における確認件数等の扱い

上記原則においては、新規特定行政庁や新規設立機関等で、利用開始又は利用料見直し年度の 2 年前の年間確認件数等がゼロ件の場合は、利用料ゼロが数年継続する不合理が発生することがあります。

このため、業務開始年度（確認件数等が 1 件以上となった年度）における年間確認件数等により算定した利用料を、業務開始年度の 2 年後の年度より適用することとします。

例えば、平成 27 年度に業務開始かつ共用データベース利用開始の場合、平成 27 年度における年間確認件数により算定した利用料を、平成 29 年度より適用します。この場合、利用料ゼロが発生するのは平成 27～28 年度のみということになります。

④ 運営経費と負担配分



⑤運営経費の費目別内訳

(単位：百万円／年 税抜)

費用種別	金額	備考
①IDC運営費	86	IDC運用に関する費用
②保守費	59	定常保守業務に係る費用 (外注費+ICBA人件費)
③システム修繕費	88	機能改善、バグ修正に係る費用 (外注費+ICBA人件費)
④再構築費	46	12年後のシステムの再構築費用の積立金 (初期開発費の50%を要すると想定)
⑤通信基盤費	44	回線費用(LGWAN接続料及びIP-VPN使用料)
⑥コールセンター運営費	18	問い合わせ対応に係る費用(ICBA人件費)
⑦契約管理費	50	利用者との契約関連及び利用促進・企画に関する費用
小計	390	
⑧諸経費	78	①から⑦を実施するに当たり必要となる経費(20%)
合計	468	

4. 確認台帳等電子化支援業務

特定行政庁に保管された紙の建築確認台帳や建築計画概要書等の情報を、建築行政共用データベースに投入し、建築行政の基礎資料として活用するため、これらの情報を正確・迅速に電子データ化するための支援業務を、ICBAで実施しています。

電子化の意義と効果や関連通知、補助制度やツールの資料（別紙1～4）も適宜参照してください。

ICBAのデータ入力・移行支援のパターン

業務プロセス ケース	電子化 マネジ メント	紙デー タの PDF化	デー タの パン チ入 力	入力支援 ツール提 供	デー タ変 換・ 移行ツ ール	備考
パターン① ICBAが元請け となるケース	○	○	○	○	○	○概算費用は、所要人 日の約2倍程度＋税 (個別見積もりが必要)
パターン② ICBAが元請けとな らないケース <small>仕様書上で、ICBAの提供する 入力支援ツール活用や共用DB 投入の明確化等が必要</small>	○	民間 企業	民間 企業	○	○	○概算費用は、個別 見積もり ○データの品質や納 期に問題が生じる場 合がある。
パターン③ 同上 (過年度に電子化され たものも含む) <small>仕様書上で、ICBAと連携し た共用DB投入のための電 子化の明確化が困難な場合</small>	/	民間 企業	民間 企業	/	△ <small>データに不 備があれば、 手戻り作業</small>	○概算費用は個別見 積もりが必要 ○データに欠陥があら ば、何度も手戻りが生 じる可能性がある。

I 電子化一式の受託について（上記表内のパターン①）

アスベスト補助金等により、建築確認台帳等を電子化・パンチ入力し、建築行政共用データベースシステムに投入する電子化の一連の業務を受託しております。

これまで、「建築行政共用データベースシステム（共用DB）に係るデータ作成・投入に関する十分な技術的知見と経験を有する唯一の団体であること」等を理由とし、多数のアスベスト台帳整備等の電子化支援業務を受託しております。（別紙5）

「建築物石綿含有建材調査マニュアル」<http://www.mlit.go.jp/common/001064663.pdf>は、アスベスト対策全般について、詳しく解説しているので適宜ご参照ください。

II 電子化支援システムとデータ作成サービスの提供（上記表内のパターン②）

電子化業務においてデータの品質や作業効率を上げるために、業務全体をマネジメントしつつ、電子化に必要なツール等を提供しております。

① 建築確認台帳等電子化支援システム（別紙6）の提供

特定行政庁固有の台帳様式にカスタマイズを行った電子化支援システムを構築・提供いたします。これによりデータ品質や作業効率を格段に上げることが可能です。本システムは、インターネットの使える環境であればID、PWにより使用可能です。

なお、本システムでは、電子化の日々の進捗状況を、発注者側のパソコンから直接リアルタイムで確認することも可能です。

- ② 建築確認台帳等電子化支援システムにより作成されたデータを共用DBへ投入
 共用DBに投入するデータを作成するには、一定の必須項目の入力やデータ仕様（入力文字、日付形式、データの重複ルール等の入力規則）を満足する「中間ファイル」（XML ファイル）を作成する必要があります。これら条件を満たしたデータを作成し、共用DBに投入します。

Ⅲ 既存 Excel、Access や独自システムのデータ移行について（上記表内のパターン③）
 紙の台帳だけでなく、既存の電子データ（CSV、Excel、Access など）による台帳データ等を移行する場合は、件数・データサンプル等を元に、個別にお見積もりします。

なお、電子化されたデータ品質に問題がある場合（確認データと概要書PDFが紐付かない、確認データと検査データが紐つかない、後述する入力規則が守られていない等）、共用DBに投入する「中間ファイル」（XML ファイル）作成時に、何度も手戻りの修正作業が発生することがあり、共用DBへのデータ投入が容易に行えない場合がありますので、ご注意ください。

Ⅳ 建築行政地図情報システム（地図システム）の提供（別紙7、8）

共用DBと連携して、簡易な地図表示を可能とした補助的システム「地図システム」の提供も行っており、これにより、アスベスト台帳等の建物ストック情報の地図上の視覚的な管理が可能となるほか、モニター画面上の住宅地図等上から直接探したい建築物を検索し、迅速に「台帳記載事項証明書」を発行できる等、窓口サービスの効率アップが可能となります。

上記Ⅰ～Ⅲのほか、地名地番や概要書の「附近見取り図」を含む建築計画概要書の情報から、建築物の位置を住宅地図やGoogleMaps（航空写真、ストリートビュー有）に紐付けて現住所を特定するとともに、登記情報等の建物所有情報を付加して「アスベスト台帳」を作成する電子化の成果を、地図システムに投入することも可能です。

平成27年度 建築行政地図情報システムの利用行政庁一覧							
No	特定行政庁	台帳連携	地図表示機能			オプション機能	利用期間
			Google maps	ゼンリン	その他		
1	花巻市	○	○			-	H25.4/1～
2	栃木県	○	○			道路台帳	H27年度予定
3	太田市	○	○	○	○	道路台帳、定期報告	H25.4/1～
4	千葉県	○	○			アスベスト台帳、耐震改修法、定期報告	H25.4/1～
5	茂原市	○	○			耐震改修法	H25.4/1～
6	江東区	○	○			定期報告	H25.4/1～
7	中野区	○		○		-	H24.8/1～
8	足立区	○	○			-	H27年度予定
9	葛飾区	○	○			アスベスト台帳	H25.4/1～
10	倉吉市	○	○	○	○	アスベスト台帳	H25.4/1～
11	広島県	○	○			定期報告	H25.4/1～

問合せ先 一般財団法人 建築行政情報センター 建築行政研究所
 (担当)夏井・小池・松本
 TEL:03-5205-6132 e-mail:gr-kenkyu@icba.or.jp

建築確認台帳・概要書情報等を電子化することで…

一般財団法人 建築行政情報センター

建築確認申請の情報は、多くの行政庁で電子化されて管理されていることと思いますが、昭和 20 年代からの過去の建築確認情報（台帳）につきましては、未だ電子化されていないことも多いようです。

しかし、昨今の耐震問題やアスベスト問題、更にはニセ建築士問題、空き家問題など、建築行政の関わりがこれまでの確認業務に加え、いかにして既存建築物を管理・指導していくかが問われるようになってきた中で、その度毎に紙の台帳から物件を抽出するのにも限界があり、既存建築物の電子化が早急の課題となっております。

ここでは、電子化することでのメリット、その先の課題についてまとめましたので参考としてください。

▶ 所管行政庁内の特定の物件を瞬時に抽出できます

- 所管行政庁内の延べ床面積 1000 m²以上の建築物だけを抽出したい、あるいは鉄骨造の建築物のみを抽出したい等、しっかり電子化を実施していれば、瞬時にリスト化することが可能です。
- 診療所火災やホテル火災があった場合に、該当する物件が、所管行政庁内にどれほどあって、どのような状況なのかを簡単に確認することが可能です。
- ニセ建築士問題のように直接問題となるケースも、該当者あるいは該当施工者が担当した建築物がどれほどあるのか、更にはその中で 3 階建て以上の物件だけを抽出するなどの作業も容易です。

▶ 窓口、電話等のお問い合わせ時に、その場で物件（台帳、概要書）情報が閲覧できます

- 窓口での対応が迅速に行えるようになります。処分番号の他、申請者のお名前や、地名地番から目的の建築物等を素早くみつけることが可能です。電話対応時も、その場で対応が完了しますので、大幅な業務効率化が図れます。
- 目的の物件には、計画変更も紐付いてきますので、経緯の確認も容易です。そこから、台帳記載証明書の発行、処分等履歴の発行も簡単にできるようになります。もし、不明点があっても、その場で紙の台帳や概要書を PDF 化したものが確認できますので、安心です。
- 来庁者に、自ら検索し台帳の閲覧まで行っていただく仕組みの導入も可能です。

更に位置特定をすることで…

- 地図上で、該当物件を一覧表示することが可能です。
- 位置情報は、唯一不変の情報です。一度位置を特定すれば、市町村合併や地名地番の変更に係らず、将来に渡って、場所からいつでも物件情報がわかります。
- 新規申請があった場合に、過去の申請との関係、前面道路チェック、用途区分その他等様々なチェックを視覚的に行うことが可能です。

更に所有者特定をすることで…

- 現在の所有者を特定すれば、震災等、何か問題が発生しても、迅速な対応が可能です。
- 庁内での情報共有化により、きめ細かい住民サービスや既存建築物の管理が可能です。

別紙 2

平成27年2月20日

国住指第4428号

改訂版建築行政マネジメント計画策定指針（抄）

（3） 建築物に係るアスベスト等の対策の推進

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、アスベストを有する建築物に係るデータベースを早期に整備するとともに、建築物所有者によるアスベスト改修を促進する。建築物石綿含有建材調査者など専門家によるアスベスト調査の重要性を建物所有者等へ周知するとともに、労働安全部局や環境部局などアスベスト対策関係部局との連携によりアスベスト対策の徹底を図る。

また、快適で健康的な住宅で暮らせるよう、引き続きシックハウス対策の徹底を図る。

【目標】

- アスベスト対策の徹底
- シックハウス対策の徹底 等

【施策】

都道府県・特定行政庁
<ul style="list-style-type: none">・アスベスト対策の周知徹底・<u>アスベストを有する建築物に係るデータベース化</u>・アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の整備・公共建築物におけるアスベスト除去状況の公表・アスベスト対策関係部局との連携・建築物石綿含有建材調査者制度の周知と活用・新築時・リフォーム時におけるシックハウス対策に関する周知徹底 等

（3） データベースの整備・活用

適確な建築行政の推進のためには、確認検査を始めとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり、そのため、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。このため、都道府県及び特定行政庁では、データベースの整備・活用により、適宜実態把握とその分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行うことが求められる。

【目標】

- 建築確認・検査等に係るデータベースの整備 等

【施策】

都道府県・特定行政庁
<ul style="list-style-type: none">・建築確認・検査、定期報告等の内容のデータベース化・データベース分析による課題抽出と施策検討・指定確認検査機関とのネットワークの構築・建築士・建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理・建築士・建築士事務所の処分情報の共有・データベース化 等

○社会資本整備総合交付金交付要綱（抄）

<http://www.mlit.go.jp/common/001087220.pdf>

平成22年3月26日制定
平成26年8月1日最終改正

第6 交付対象事業

交付対象事業は、社会資本整備総合整備計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

一 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本整備総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）

⑩ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業）

（ロ 防災・安全交付金事業についての引用は、以下略）

○附属第Ⅰ編 基幹事業（抄）

<http://www.mlit.go.jp/common/001087223.pdf>

イ 社会資本整備総合交付金事業

イ-16 住環境整備事業

良好な居住環境の整備に関する事業

イ-16-（12）住宅・建築物安全ストック形成事業

住宅・建築物耐震改修事業、住宅・建築物アスベスト改修事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業をいう。

○附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件（抄）

<http://www.mlit.go.jp/common/001087227.pdf>

イ-16-（12）住宅・建築物安全ストック形成事業

1. 目的

住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する事業、住宅・建築物のアスベスト対策に資する事業又は危険住宅の移転を行う事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

イ-16-（12）②住宅・建築物アスベスト改修事業

1. 定義

1 住宅・建築物アスベスト改修事業とは、住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、イ-16-（12）-②において定めるところに従って実施される事業で、アスベスト対策の計画的実

施の誘導に関する事業並びにアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に関する事業をいう。

2 イ-16-(12)-②において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 施行者

住宅・建築物アスベスト改修事業を行う地方公共団体、及び民間事業者等で、要綱本編第3第4号で規定する交付金事業者をいう。

二 事業主体

住宅・建築物アスベスト改修事業の実施に伴い必要となる経費について、施行者に対して補助を行う地方公共団体、国から交付金の交付を受ける地方公共団体で、要綱本編第4で規定する交付対象をいう。

三 アスベスト含有調査等

住宅・建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査（アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成を含む。）をいう。

四 アスベスト除去等

住宅・建築物の吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、囲い込み（アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合を含む。）又は吹付けアスベスト等が施行されている住宅・建築物の除却をいう。

五 公的賃貸住宅（中略）

六 公的賃貸住宅アスベスト改修事業（中略）

2. アスベスト改修整備実施計画

都道府県知事は、アスベスト改修整備実施計画を定めるものとする。

3. 事業の実施

1 事業主体はアスベスト改修整備実施計画に基づき、次の各号に掲げる事業を実施するものとする（次項に係るものを除く。）。

一 住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業

二 アスベスト含有調査等に関する事業

三 アスベスト除去等に関する事業

2 1. 第六号で規定する者は公的賃貸住宅アスベスト改修事業を実施するものとする。

4. 事業要件

3. 第1項の事業要件は次に定めるものとする。

1 3. 第1項第一号の事業は、アスベスト改修整備実施計画に定められた取組方針に基づき行うものとする。

2 3. 第1項第二号及び第三号の事業の対象となる住宅・建築物は次に掲げる要件に該当するものでなくてはならない。

イ アスベスト除去等にあつては、吹付けアスベスト等が施工されているものであること。

ロ アスベスト含有調査等にあつては、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあるものであること

ハ アスベスト含有調査等、アスベスト除去等に関し、他の国庫補助金等が交付されていないもの

であること

5. 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、地方公共団体が行う住宅・建築物アスベスト改修事業並びに住宅・建築物アスベスト改修事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。

○附属第三編 国費の算定方法

<http://www.mlit.go.jp/common/001087229.pdf>

イ-16-(12)-②住宅・建築物アスベスト改修事業の基礎額

1 住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、当該事業に要する費用の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあつては、当該事業に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

2 アスベスト含有調査等に関する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、アスベスト含有調査等に要する費用（アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成費用を含む。また、耐震診断を一体的に実施する場合にあつては、耐震診断と共通して必要となる費用を含む。以下同じ。）又は国土交通大臣が認める額のいずれか低い額、民間事業者等が当該事業を行う場合にあつては、アスベスト含有調査等に要する費用、国土交通大臣が認める額又は地方公共団体が補助する額のいずれか低い額とする。

3 アスベスト除去等に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、アスベスト除去等に要する費用（調査設計計画費を含み、特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものにあつては、補償費を含む。また、耐震改修等を一体的に実施する場合にあつては、耐震改修等と共通して必要となる費用を含む。住宅・建築物の除却を行う場合にあつてはアスベスト除去等に要する費用相当分とする。以下イ-16-(12)関係部分において同じ。）の3分の1、民間事業者が当該事業を行う場合にあつては、アスベスト除去等に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 調査設計計画費には、アスベスト除去等のための複数の施設を含む地域単位の事業計画策定を行う費用を含む。

4 雑則

第2項の規定は、平成29年度末までとする。

国住指第 3761 号

平成 27 年 1 月 26 日

都道府県

建築物石綿対策担当部長 各位

国土交通省住宅局建築指導課長

アスベスト対策に関する建築基準整備促進事業の調査結果及び
今後のアスベスト対策に向けた環境整備等について

平素より、国土交通省における民間建築物のアスベスト対策につきまして、多大なる御理解と御尽力を賜りありがとうございます。

国土交通省では、平成 20 年度から平成 25 年度まで建築基準整備促進事業において「アスベスト対策に資する検討」を行ってきました。また、平成 26 年 7 月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 25 年国土交通省告示第 748 号）」を公布するとともに、「建築物石綿含有建材調査マニュアル」の作成など、民間建築物のアスベスト対策の取り組みを進めてきたところです。これらの取り組みを踏まえ、今後のアスベスト対策において留意すべき事項等を下記に示しますので、これを参考とし、アスベスト対策の更なる推進を図っていただくようお願いします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁に対しこの旨周知をお願いします。

記

1. アスベスト含有建材の劣化時等における飛散性に関する調査結果（建築基準整備促進事業）

国土交通省では、平成 20 年度から平成 25 年度までアスベスト含有建材の劣化時等における飛散性に関する調査（以下「調査」という。）について、現行の建築基準法における、アスベスト対策に必要な検討を行うことを目的とし、以下の（イ）から（ハ）までの観点から、調査を実施してきました。

（イ）吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材のアスベスト繊維の飛散性調査

（ロ）機械室、エレベーターシャフト及び空調経路等のアスベスト繊維の飛散状況の調査

（ハ）建築物の利用を続けながらアスベスト含有建材の除去等をおこなう場合における、当該改修工事の上下階や隣室等のアスベスト繊維の飛散状況の調査

その結果、調査した範囲において、煙突内部に使用される石綿含有断熱材（以下「煙突石綿断熱材」という。）について、劣化が進んだもので機械室及び隣接する廊下に飛散が認められた事案がありました。

これについては、今般、厚生労働省において、当該調査結果を参考にして石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）が見直され（石綿障害予防規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 50 号）平成 26 年 6 月 1 日より施行）、煙突石綿断熱材を含む石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等について規制が強化され、新たに石綿則第 10 条の対象となりました。具体的には、労働者を就業させる建築物等において、保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化し、労働者

が石綿等の粉じんにはばく露するおそれがある場合には、吹付け石綿の場合と同様に、事業者等が次の措置を講ずることとされました。

- (1) 労働者が就業する建築物等において、当該保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置
- (2) 建築物の貸与を受けた複数事業者が共用する廊下等については、建築物貸与者が(1)の措置
- (3) 労働者が臨時に就業する建築物等においては、呼吸用保護具等を使用させること

あわせて、保温材、耐火被覆材等の封じ込め・囲い込みの作業に労働者を従事させる場合には、吹付け石綿の場合と同等の、事前調査の実施（石綿則第3条）、作業計画の策定（石綿則第4条）等の措置を講ずることとされました。

今回、飛散のおそれがあることが確認された煙突石綿断熱材は、その多くが、1960年代から80年代にかけ、労働者が就業するような建築物の用途（工場、事務所ビル、公共施設等）に使われたものであり、改正石綿則における措置が適切に講じられた場合には、建築物の室内環境への飛散等が生じないことが十分に期待できます。

このことから、今般、ただちに建築基準法令において、新たに煙突石綿断熱材の使用の規制を行うものではありませんが、煙突石綿断熱材をはじめ保温材、耐火被覆材等について、改正石綿則に基づき適切に措置が講じられることが重要です。

貴職におかれましては、別紙を活用し、施設所有者や事業者に対して、例えば、定期調査報告制度において建物所有者等に調査時期のお知らせを行う際などの機会を捉え、煙突石綿断熱材の適切な取扱いや石綿則の遵守の徹底についても注意喚起を行う等の周知をお願いします。また、厚生労働省の都道府県労働局（以下「労働局」という。）が行っている改正石綿則に係る事業者向け説明会の開催などを通じ、建築部局としても、周知が図られるよう労働局との密な連絡・調整をお願いします。さらに、労働局等との連携に際しては、貴職で把握されている、民間建築物の用途、規模、建築年や煙突の有無などの建物情報やアスベストの使用状況、解体の実施に係る情報を必要に応じて労働局等と共有するなど、石綿則の徹底が図られる実効性の高い連携となるよう努めていただくようお願いします。

なお、本件は、労働局等及び関係業界への周知もあわせて行っていることを申し添えます。

参考：調査結果（建築研究所HP）

<http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/163/index.html>

2. 今後のアスベスト対策に向けた環境整備

国土交通省では、社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会での議論を踏まえ、今後のアスベスト対策に向けた環境整備として以下の取り組みを行ってきました。貴職におかれましては、建築物石綿含有建材調査者や建築物石綿含有建材調査マニュアルなどを活用し、引き続きアスベスト調査の推進に努めていただくようお願いします。

(1) 建築物石綿含有建材調査者制度

国土交通省では、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用状態を的確かつ効率的に把握するため、中立かつ公正に正確な調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ることを目的として、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年7月30日公

布・施行)を定め、一定の要件を満たした機関を国土交通省に登録し、当該機関が行う講習を修了した者に建築物石綿含有建材調査者の資格を付与する制度を開始しています。現在 310 名の調査者が育成されています(平成 27 年 1 月 14 日時点)。

「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に基づく講習の修了者は、適切なアスベスト調査を実施するために必要な知識を有する者として所要の講習を修了した者であり、その名簿(以下「調査者リスト」という。)は講習機関(一般財団法人 日本環境衛生センター)のホームページに掲載されています。つきましては、国庫補助制度である住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)において調査者リストの紹介を行うなど、アスベスト調査の実施における積極的な調査者の活用をお願いします。今後、調査者の全国的な育成状況を踏まえ、同事業において調査者によるアスベスト調査を要件化する方向で検討を進めています。

また、調査者は、建築物の使用段階のみならず、解体等に伴う石綿含有建材の事前調査など多岐にわたる様々な場面でその活躍が期待されています。住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)を活用したアスベスト調査の結果は、解体等に伴う石綿含有建材の事前調査等において活用できます。

これらに基づき、建築物の所有者等に対して、アスベスト調査の実施を促すなど、アスベスト対策の推進をお願いします。

参考：建築物石綿含有建材調査者制度等について(国土交通省HP)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000050.html

(2) 建築物石綿含有建材調査マニュアル

国土交通省では、各地方公共団体における民間建築物のアスベスト対策の推進に活用いただきたく、「建築物石綿含有建材調査マニュアル」を作成しました。アスベスト使用実態調査における調査項目が記載された調査票の様式、アスベスト調査の対象建築物の優先順位づけ、アスベスト台帳の整備に向けた各種情報等を示していますので、アスベスト対策において活用してください。

なお、本マニュアルは地方公共団体の建築行政に関わる職員のほか、労働安全部局や環境部局などアスベスト対策に係る関係部局の職員にも参考となるものとして作成しています。

参考：建築物石綿含有建材調査マニュアルについて(国土交通省HP)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000053.html

3. その他

アスベスト対策に当たっては、各地方公共団体における環境整備も必要不可欠です。引き続き、アスベスト台帳の整備や補助制度の創設、運用等に努めていただくようお願いします。

(1) アスベスト台帳の整備

民間建築物のアスベスト対策を実施するに当たっては、既存民間建築物のアスベスト台帳の整備が必要不可欠です。建築物石綿含有建材調査マニュアルを参考にしながら、引き続きアスベスト台帳の整備に取り組んでいただくようお願いします。

(2) 補助制度の創設

地方公共団体における補助制度の整備状況を見ると、アスベスト調査においては全地方公共団体の 19%、アスベスト除去等においては全地方公共団体の 12%と低い水準となっており(平成

26年4月1日現在)、民間事業者等が民間建築物のアスベスト調査を主体的に実施したい場合に、国庫補助制度が活用できない状況が多く見られます。まだ補助制度を創設されていない場合は、建築物石綿含有建材調査マニュアル等を参考にしながら、補助制度の創設に速やかに着手いただくよう、ご検討をお願いします。

(3) 延べ面積 1,000 m²未満の民間建築物及び平成 2 年以降に施工された民間建築物の調査

民間建築物における吹付けアスベスト等の対策については、昭和 31 年から平成元年までに施工された延べ面積が概ね 1,000 m²以上である建築物を対象に使用実態把握と飛散防止対策の徹底をお願いしてきたところですが、引き続き積極的に取り組みいただくようお願いします。

なお、延べ面積 1,000 m²未満の民間建築物及び平成 2 年以降に施工された民間建築物についても、アスベスト調査結果は、石綿則に基づく解体時の事前調査等にも活用できることなども踏まえ、国庫補助制度や建築物石綿含有建材調査者を活用した通常使用時からのアスベストの使用実態調査や飛散防止対策が図られるよう、建築物の所有者等に対して積極的なアスベスト対策の周知に努めていただくようお願いします。

年度別電子化実績

No	年度	特定行政庁	業務内容	契約金額 【税抜/千円】	補助金等
H21年度					
1	H21	北海道	概要書入力、PDF化	102,750	緊急雇用
(H21年度合計				102,750)	
H22年度					
2	H22	室蘭市	確認台帳等電子化一式	9,080	緊急雇用
3	H22	山形県	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行	1,500	アスベスト
4	H22	福島県	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行	2,500	アスベスト
5	H22	日立市	共用DBへのデータ移行	579	単独費
6	H22.23	日光市	確認台帳等電子化一式・登記情報調査	10,880	アスベスト
7	H22	那須塩原市	共用DBへのデータ移行	600	単独費
8	H22	新潟市	共用DBへのデータ移行	417.6	単独費
9	H22	島根県	共用DBへのデータ移行	1,000	アスベスト
10	H22	松江市	共用DBへのデータ移行	1,000	アスベスト
11	H22	浜田市	確認台帳等電子化一式	2,800	アスベスト
12	H22	津山市	共用DBへのデータ移行	1,000	アスベスト
13	H22	愛媛県	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行	1,300	アスベスト
14	H22	長崎県	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行	2,000	アスベスト
15	H22	佐世保市	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行	1,600	アスベスト
(H22年度合計				36,257)	
H23年度					
1	H23	宮城県	共用DBへのデータ移行	190	単独費
2	H23	秋田市	確認台帳等電子化一式	18,640	アスベスト
3	H23	福島県	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行	2,000	アスベスト
4	H23	古河市	共用DBへのデータ移行	600	単独費
5	H23	千葉県	確認台帳等電子化マネジメント	14,200	アスベスト
6	H23	松戸市	共用DBへのデータ移行	1,000	緊急雇用
7	H23	習志野市	共用DBへのデータ移行	100	緊急雇用
			建築確認データ(中間ファイル)チェック及び作成	2,250	
9	H23	中野区	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行	6,700	緊急雇用
10	H23	葛飾区	確認台帳等・概要書電子化一式・住宅地図整理	16,100	緊急雇用
11	H23	山梨県	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行	3,300	アスベスト
12	H23	大垣市	電子化支援システム提供	300	単独費
13	H23	富山市	確認台帳等電子化一式	27,257.2	緊急雇用
14	H23	大津市	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行	380	単独費
15	H23	守山市	共用DBへのデータ移行	1,000	アスベスト
16	H23	大阪市	共用DBへのデータ移行	2,340	アスベスト
17	H23	大阪市	データ出力機能追加	720	アスベスト
18	H23	鳥取市	共用DBへのデータ移行	570	単独費
19	H23	倉吉市	確認台帳等電子化一式・登記情報調査	16,988	アスベスト
20	H23	島根県	共用DBへのデータ移行	1,000	単独費
21	H23	長崎県	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行	3,000	アスベスト
(H23年度合計				118,635)	

年度別電子化実績

No	年度	特定行政庁	業務内容		補助金等
H24年度					
1	H24	花巻市	ほくとUnicityデータ移行	1,000	単独費
2	H24	宇都宮市	確認台帳等電子化マネジメント	10,070	アスベスト
3	H24	太田市	共用DBへのデータ移行(地図・道路あり)	1,550	単独費
4	H24	千葉県	台帳・概要書PDFファイル登録マネジメント	5,207	アスベスト
5	H24	茂原市	確認台帳等電子化マネジメント	5,000	緊急雇用
6	H24	中野区	電子化支援システムの提供及びデータ投入	6,700	緊急雇用
7	H24	葛飾区	ほくとUnicityデータ移行	2,400	単独費
8	H24	大垣市	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行	650	緊急雇用
9	H24	一宮市	共用DBへのデータ移行	1,000	単独費
10	H24	大津市	共用DBへのデータ移行	380	単独費
11	H24	大津市	建築計画概要書データ抽出	350	単独費
12	H24	広島県	電子化支援システム提供(建築物台帳、定期報告台帳)及び電子化支援システムからの共用DBデータ登録	6,050	単独費
13	H24	長崎県	建築確認データ(中間ファイル)チェック及びIDC投入	1,000	アスベスト
14	H24	沖縄県	確認台帳等電子化マネジメント	5,000	アスベスト
(H24年度合計				46,357)
H25年度					
H25年度					
1	H25	青森県	共用DBへのデータ移行	1,880	単独費
2	H25	福島県	電子化支援システム提供及び共用DBへのデータ移行	2,000	アスベスト
3	H25	千葉県	電子化支援システム提供(アスベスト台帳整備)	8,109	アスベスト
4	H25	江東区	確認台帳等電子化一式	33,330	単独費
5	H25	福山市	確認台帳等電子化マネジメント	13,870	アスベスト
6	H25	沖縄県	確認台帳等電子化マネジメント	3,700	アスベスト
(H25年度合計				62,889)
H26年度					
1	H26	花巻市	シェープファイル作成	500	単独費
2	H26	佐野市	確認台帳等電子化一式	35,160	アスベスト
3	H26	太田市	シェープファイル作成	400	単独費
4	H26	千葉県	建物登記情報電子化一式	4,499	アスベスト
5	H26	葛飾区	建物登記情報電子化一式	23,070	アスベスト
6	H26	沖縄県	確認台帳等電子化マネジメント	3,700	アスベスト
7	H26	那覇市	確認台帳等電子化マネジメント	5,500	アスベスト
(H26年度合計				72,829)
H27年度					
3	H27	本庄市	台帳電子化・データ移行一式	3,010	単独費
6	H27	足立区	台帳等電子化・ほくと・UniCityデータ移行一式	58,720	アスベスト
7	H27	葛飾区	登記情報位置特定一式	28,959	アスベスト
1	H27	A市	台帳電子化一式	4,500	アスベスト
2	H27	B市	電子化一式	13,250	アスベスト
4	H27	C県	入力支援ツール(登記情報)	15,000	アスベスト
5	H27	D区	共用DB入力作業	555	単独費
8	H27	E県	台帳電子化一式	25,000	アスベスト
(H27年度合計				148,994)

住宅・建築物安全ストック形成事業等 既存民間建築物に係るデータベースの作成補助事業対応 建築確認台帳等電子化支援システムのご案内

平成 27 年 4 月 1 日
一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）
建築行政研究所

ICBA では、建築物等台帳の電子化やアスベスト台帳等の作成がスムーズかつ品質が高いものとなるように、「アスベスト補助金」に対応した確認台帳等電子化支援システムの提供を行っております。

なお、現在、国土交通省においては、アスベスト対策に係る建築物台帳のデータベース作成費用について、補助率 10/10 が補助対象としております（限度額なし）。このほか、耐震改修促進事業（補助率 5/10）での確認台帳等電子化でもご利用できます。また、単独費用で電子化される場合もご相談ください。

システムの画面イメージ

本システムには、確認台帳・概要書等を入力する画面、対象物件を地図上で特定する画面（オプション）、スキヤニングした台帳等の PDF をアップロードできる画面、入力した台帳を検索・表示する画面、入力選択肢を追加・整備できる画面、入力担当者の入力状況を管理する画面等があります。

建築支援システム

□□県

ホーム 物件管理 マスターデータ管理 ユーザー管理 ログアウト

ホーム 物件管理 物件新規登録

物件新規登録 こんにちは、〇〇〇さん

下記の情報を入力し、「送信する」ボタンをクリックしてください。

審査・報告種別※ 審査 報告 一般計画区分※ 確認申請 計画通知

申請区分※ 確認申請 計画変更

受付日※ 昭和 年 月 日 + 受付番号※ 海匝 海匝一般 + PDF

建築主氏名のフリガナ

建築主氏名 郵便番号

住所 千葉県 市区部

電話

敷地の位置 地名地番 千葉県 市区部 **申**

都市計画区域の内外の別 都計内 都計外

用途地域 住居系 商業系 工業系 指定なし その他

防火地域 防火 準防火 指定なし 22条 その他

その他の区域地域 6条 風致 公園 区画整理 その他

主要用途 専用住宅 併用住宅 共同住宅 倉庫 車庫 事務所

工事種別 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕

建築物地上高さ 地下高

地上階数 1 2 地下階

主要構造 W S RC SRC その他

一部構造 W S RC SRC その他

敷地面積

建築面積

申請部分 申請以外の部分 合計

敷地の地名地番等で自動的に位置表示します。

住宅地図調査情報

地図帳：2011年1月版 | ページ：77 | 緯度： | 経度： | 移動 | ホーム | 自動作図 | 作図開始 | 1点戻る | 作図終了

位置特定

表示：2 | 種別： | 表示種別： | キーワード： | フィルター処理

住所：千葉県市川市市川

緯度	経度	別記属性名称	建物の部屋数	階数種別	階数	部屋番号
48.1191163	129.66773		0			

© 2012 株式会社 ICBA

システムの利用環境

パソコン上に特別なソフトをインストールする必要は一切ございません。

インターネット環境があれば、ブラウザにてすぐに利用可能です。

※IE8以上でのご利用をお勧めいたします（その他のブラウザでも動作は可能ですが、一応ご確認ください）。

■ システムの特徴

- ⊕ アスベスト対策のための、現住所特定作業が可能な地図システム(オプション)を利用することが可能です。
- ⊕ 大量のデータを一定のルール(入力制限や必須項目の設定)の元に、**確実かつ迅速な入力**が可能です。
- ⊕ 「平成」等元号の入力時基本設定を利用者毎にカスタマイズできるなど、**補助機能も充実**しています。
- ⊕ 択一選択、複数選択等の項目や表示順番を整備する画面を実装しています。
- ⊕ 入力項目については、それぞれの特定行政庁の**確認台帳**に応じて**カスタマイズ**いたします。
- ⊕ PDF 化した台帳や概要書を、画面で閲覧しながら入力することが可能です。台帳等を複写することによる管理の煩雑さがなくなると同時に、PDF 化した台帳等と入力したデータの紐付けが自動的に行われます。(アップロード機能有)
- ⊕ **年代別に複数の異なる様式がある場合も対応可能**です。利用者毎に様式を設定・変更できます。
- ⊕ 作業の流れを「入力済」→「チェック済」のように**ステータスで管理**することが可能です。ステータスは作業し易いように変更できます。なお、チェック作業は一度に 100 件ずつ、画面に表示して行えます。
- ⊕ 入力後、入力内容の確認を、別の担当者が行う場合などに専用のフラグの設定も可能です。さらに、必要に応じて、行政庁の**担当者がお手元のパソコンにおいて容易に修正**が可能です。
- ⊕ どの利用者が何を入力したか、1 日何件入力したか、何時作業を行ったのかなど、**作業進捗状況の管理**や**作業する方の勤怠管理**も容易です。
- ⊕ 複数の場所、あるいは定まった時間外で入力作業を実施する場合など、**トータルの作業管理**が容易です。
- ⊕ 複数の作業チームで別々の管理を行いながら、行政庁側で一元管理(チェック)を行うことも容易です。
- ⊕ 入力データは暗号化され、インターネット回線を利用してセキュリティのしっかりしたサーバに格納されるとともに、毎日のデータは**自動的にバックアップ**されますので、不測の事態にも安心です。
- ⊕ 作業環境の **IP アドレスを制限**することが可能ですので、その環境以外のコンピュータではログインすることができません。さらに、細かい権限設定で、入力データを**ダウンロードする権限を持つ人を限定**できます。
- ⊕ 本システムを利用すれば確認台帳のデータ参照が容易です(**閲覧権限のみの設定も可能**です)。

■ 所要費用

電子化支援システムのご利用と、データ変換(中間ファイル作成)及び共用 DB へのデータ投入は原則、セットとなります。ゼンリンの紙の地図等に、敷地や確認番号などを記入して運用されている場合には、わずかな費用と手間を加えるだけで、それらの情報も電子化が可能です。

(1) 電子化支援システム利用＋中間ファイル作成及び共用DBデータ投入費用 : 個別見積もり(※1)

(2) 上記費用 ＋ 地図(場所特定、敷地作図)機能 : 個別見積もり(※2)

- (※1) 許認可、定期報告その他の台帳やPDFとの紐付けがある場合など、各行政庁様のニーズに応じてお見積もりいたします。更に、電子化支援システムの機能・項目数・利用期間・利用人数等によっても費用は異なります。「建築計画概要書」等も対応可能です。
- (※2) アスベスト対策のための機能ですので、当機能も 10/10 の補助対象となります。

当システムは、電子化作業が終了後において、次年度以降もご利用いただくことが可能です。その場合には、地図上から、概要書 PDF を閲覧、検索した物件を地図上に表示することができるなどの機能をご利用いただけます。詳しくは「建築行政地図情報システム」の資料をご参照ください。

問合せ先

ICBA 一般財団法人建築行政情報センター
建築行政研究所 小池、夏井 E-mail: gr-kenkyu@icba.or.jp
TEL:03-5206-6132(直通)
TEL:03-5225-7701(代表)

建築行政地図情報システム

建築行政共用データベースシステムのサブシステムである台帳・帳簿登録閲覧システムより建築計画概要書情報を連携取得し、地図による位置情報・概要書情報の表示や台帳記載証明書、処分等の概要書など、各種帳票の出力が行えるシステムです。

- 共用DBを簡易に地図表示できる補助システム
- 直感的な操作性で誰でもすぐ使える
- インターネットが使えるパソコンがあればOK
- 道路情報のインターネット公開も可能(Web公開版)

検索結果 凡例

表示 100件 ▶ 反映する

建築計画概要書【建築物】

キーワード

日付

交付日

処分状況

確認申請 無 有

計画変更 有 無

中間検査 有 無

完了検査 有 無

完了検査 有 無

主要用途

一戸建ての住宅

専ら住宅

併用住宅

共同住宅

倉庫

車庫

事務所

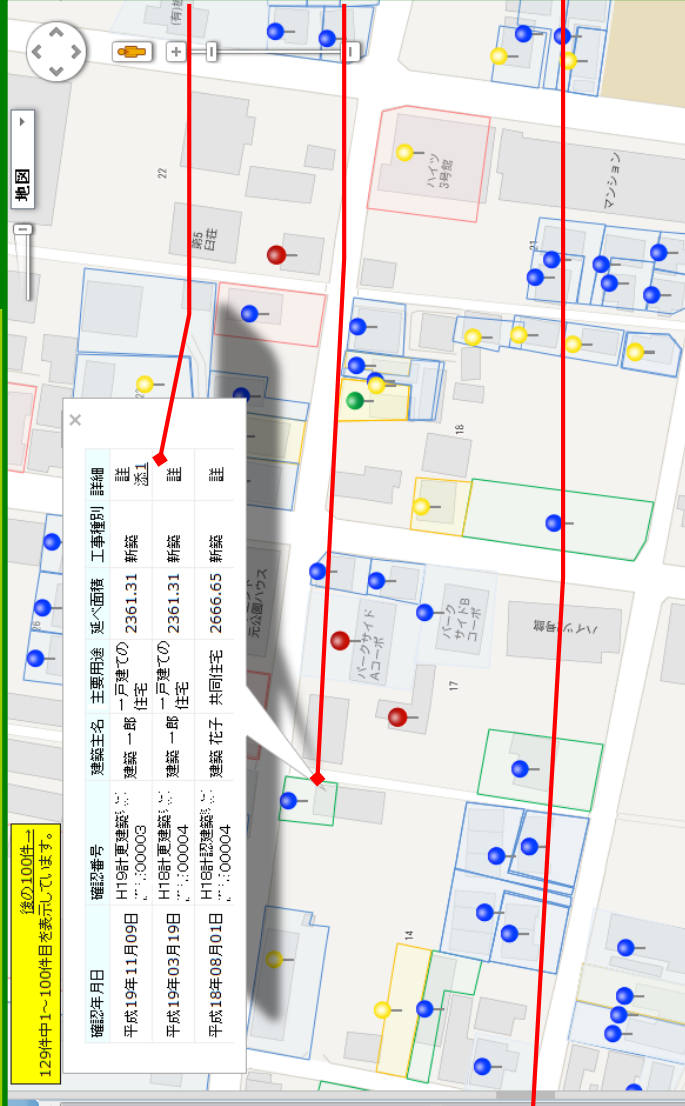
構造区分

木造

組築造

129件中1～100件目を表示しています。

確認年月日	確認番号	建築主名	主要用途	延べ面積	工事種別	詳細	註
平成19年11月09日	H19計更建築 :000003	建築 一郎 住宅	一戸建ての住宅	2361.31	新築	新築	註 添1
平成19年03月19日	H18計更建築 :000004	建築 一郎 住宅	一戸建ての住宅	2361.31	新築	新築	註
平成18年08月01日	H18計更建築 :000004	建築 花子 共同住宅	共同住宅	2666.65	新築	新築	註



建築物情報閲覧

地図上の表示情報から、詳細情報、PDF(概要書)の閲覧、処分等概要書の出力、台帳記載証明書の作成が簡単にできます。

ピンをクリックすれば、その物件の情報が表示されます。ポリゴン(敷地)をクリックすれば、その敷地内にあるピンを含む全ての情報が表示されます。複数の申請が一覧表示されることで、確実に目的の申請を特定できます。

豊富な検索機能で、特定の設計者の物件や大規模建築物の特定も容易です。

道路情報閲覧

様々な検索機能で、目的の道路を選定できます。その付近の住所を入力することで、目的の場所をすばやく表示すること、ズームアップやダウン機能で探すことも容易です。

道路をクリックで、道路調書の閲覧が可能です。添付資料の閲覧(PDFや画像)も閲覧可能です。

行政ごとに、どこまでの内容を公開するかを個別カスタマイズできます。例えば道路種別まで、あるいは調書の表示までなど。もちろん行政内では全ての情報が閲覧、編集が可能です。(Web公開版)

指定道路種類 指定年月日 指定道路延長 指定道路幅員 申請者氏名 詳細

0000- 第42条第1項第2号 37 5 道路 一郎 註

553- 0001

整理番号 指定道路種類 指定年月日 指定道路延長 指定道路幅員 申請者氏名 詳細

0000- 第42条第1項第2号 37 5 道路 一郎 註

553- 0001

指定道路種類

第42条第1項第1号

第42条第1項第2号

第42条第1項第3号

第42条第1項第4号

第42条第1項第5号

第42条第2項

第42条第3項

第42条第4項

第68条の2第1項

第43条ただし書き

行政内では、建築物表示と併せての利用が可能です。

道路ごとにWeb公開をするか、しないかを設定できます。(Web公開版)

システムの特徴

確認申請(建築物)の確認済証発行時等に住宅地図等にわかりやすく色わけしてデータ連携

→共用DBにおいて、入力したデータが地図情報システムに反映されたのち、地図上で物件の位置を特定(概要書情報と物件の位置の特定(関連付)作業(敷地形状ポリゴン作成または位置ピン指定)。色は進捗状況別等)に表示。

建築計画概要書(PDF)の閲覧、確認台帳(PDF)の閲覧、台帳記載証明書等の発行が可能

→地図上で物件を特定し、概要書情報の閲覧、概要書PDFの閲覧、台帳記載証明書等の発行が可能

地図情報システムにデータを保持するので、項目別の地図の一覧表示が可能

→平成0年度物件のみを表示、木造物件のみを表示、確認済証が発行されていない物件のみを表示などの利用が可能

アスベスト台帳、耐震改修など共用DBにない建築物等に関する管理機能も実装

→アスベスト対象物件の管理機能や、耐震基準を満たしていない建築物の管理など、個別カスタマイズで対応可能

既存システムのデータ(建築物、道路)移行も可能(Unicityデータやその他のポリゴン、写真・地図データの移行可能)

→既存システムのデータ移行が可能

※既存システムの仕様等必要な情報を開示していただく必要があります。

道路調査の入力、管理が可能

→Web公開、非公開の設定が可能

→画像データの管理、PDFデータの管理が容易。Ipad等の利用で、現場での写真撮影、調査及びデータ登録も別途対応可能

● 建築行政地図情報(台帳補助)システムは、インターネットASPサービスとなります。

台帳・帳簿登録閲覧システムは、LGWAN利用のASPサービスです。当システムは汎用的なベースマップを利用した仕組みですので、インターネットASPサービスとなります。台帳・帳簿登録閲覧システムに登録したデータを、建築行政地図情報システムに連携致しますので、一体的な運用が可能です。インターネット回線に接続するにあたっては、個人情報保護審査会等の要求水準を満たす十分な安全対策を講じます。

● ベースマップは、選択することが可能です。

基本のベースマップはGoogle mapsですが、ゼンリン住宅地図(オプション)もご利用いただけます。

■ゼンリン住宅地図 … 最新の表札情報やオプションで電話帳情報等の詳細な情報検索が可能です。

■Google maps … 全国の航空写真やストリートビューの利用が可能です。

※Google mapもゼンリンより情報を得ているため、ゼンリンと同様の表札(但し、集合住宅名称や公共建築物のみ)や家型等の表示が見ることが出来ます。一方、ゼンリンは、市区町村単位の契約となります。

問合せ先

一般財団法人建築行政情報センター

建築行政研究所 小池・夏井

E-mail: gr-kenkyu@icba.or.jp

TEL: 03-5206-6132(直通)

■ 建築行政地図情報システムの年間利用料等

(A) 建築物のみの利用料(庁内利用)

単位:円/年(税別)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料
都道府県	¥1,500,000	¥2,400,000
政令市		¥1,800,000
4条1項設置市	¥1,200,000	¥1,500,000
4条2項設置市		¥1,200,000
限定特庁	¥900,000	¥792,000
特別区	¥1,200,000	¥1,500,000

(B) 道路情報のみの利用料(庁内利用)

単位:円/年(税別)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料
都道府県	¥1,500,000	¥2,400,000
政令市		¥1,800,000
4条1項設置市	¥1,200,000	¥1,500,000
4条2項設置市		¥1,200,000
限定特庁	¥900,000	¥792,000
特別区	¥1,200,000	¥1,500,000

(B') 道路情報のみの利用料(庁内利用 + Web公開)

単位:円/年(税別)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料
都道府県	¥1,875,000	¥3,000,000
政令市		¥2,250,000
4条1項設置市	¥1,500,000	¥1,875,000
4条2項設置市		¥1,500,000
限定特庁	¥1,125,000	¥990,000
特別区	¥1,500,000	¥1,875,000

(C) 建築物+道路情報の利用料(庁内利用)

単位:円/年(税別)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料
都道府県	¥1,875,000	¥3,000,000
政令市		¥2,250,000
4条1項設置市	¥1,500,000	¥1,875,000
4条2項設置市		¥1,500,000
限定特庁	¥1,125,000	¥990,000
特別区	¥1,500,000	¥1,875,000

(C') 建築物+道路情報の利用料(庁内利用 + Web公開)

単位:円/年(税別)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料
都道府県	¥2,250,000	¥3,600,000
政令市		¥2,700,000
4条1項設置市	¥1,800,000	¥2,250,000
4条2項設置市		¥1,800,000
限定特庁	¥1,350,000	¥1,188,000
特別区	¥1,800,000	¥2,250,000

※1.ベースマップはGoogleMapsを基本とします。

(背景図としてゼンリンZNET TOWNをご利用の場合には有償となるため、別途個別にお見積り致します。)

※2.道路情報はWeb上での公開が可能です。(別途Google Mapsのご契約が必要となります。ご相談ください。)

※3.このほか、台帳S及び地図システムを利用の場合は、アスベスト台帳、耐震改修、定期報告等の管理機能をオプションで追加可能です。(利用料は別途お問い合わせください。)

5. その他

(1) 情報提供事業について

①平成 26 年改正建築基準法にかかる説明会の受託と講習会の実施

国土交通省の担当官を講師に、法改正の内容の解説と質疑を行いました。午前には建築確認審査者（特定行政庁、確認検査機関等）を対象に説明会を行い、午後には建築確認実務者（設計者、建築主等）を対象に講習会を実施しました。（時間はいずれも質疑含み 2 時間 30 分）説明会参加者は約 2,500 名、講習会参加者は約 2,300 名で、各会場とも活発な質疑が行われました。

- ・ **建築確認申請のための改正建築基準法（H26.6）講習会（ICBA 主催）**
- ・ **平成 26 年改正建築基準法に基づく建築確認審査のための説明会**
（一般社団法人 新・建築士制度普及協会主催、ICBA 受託・実施）
期間：平成 27 年 2 月 19 日～3 月 11 日のうち 12 日間
場所：東京、名古屋、大阪、札幌、那覇ほか、全 10 都市 12 会場

②建築物の構造関係技術基準解説書（通称：黄色本）発行と講習会実施

構造設計・審査のバイブル的存在である黄色本の 8 年ぶりの改訂・発行を行い、内容の周知を図るため、全国で講習会を開催します。

- ・ **「2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書」の発行**
（一般財団法人 日本建築防災協会（建防協）と ICBA が共同事務局となって編集）
書籍概要：A4 版、約 760 頁、国総研・建築研究所が監修予定
- ・ **「2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書」講習会（建防協と ICBA 共催）**
期間：平成 27 年 6 月 29 日～8 月 31 日のうち 21 日間、時間は 9:50～16:40 を想定
場所：東京、大阪、札幌、那覇ほか、全 11 都市 21 会場、 募集総数：約 7,000 人

③建築基準適合判定資格者検定に向けた「手引き」発行と講習会実施

建築主事や確認検査員のための建築基準適合判定資格者検定の受検に向け、過去の問題の解説等を掲載する「手引き」を発行し、講習会を実施します。

- ・ **平成 27 年度建築基準適合判定資格者（建築主事等）検定受検講習会（ICBA 主催）**
日時：平成 27 年 5 月 18 日 10:00～16:45
場所：飯田橋レインボービル 7 階 大会議室、 参加人数：270 名
- ・ **平成 27 年度特別区建築主事養成研修（特別区研修所主催、ICBA 受託・実施）**
期間：平成 27 年 5 月 29 日～6 月 26 日のうちの 4 日間、 場所：特別区研修所
募集対象：特別区職員 50 名程度
- ・ **平成 27 年度建築主事養成研修（ICBA 主催）**
期間：平成 27 年 7 月 21 日～7 月 23 日の 3 日間
場所：東京都左官工業協同組合会議室、 募集人数：60 名

(2) USB トークンによる大臣認定データベースの閲覧サービス終了

既に特定行政庁及び指定確認検査機関の皆さまにはご連絡のとおり、「USB トークン」を用いて大臣認定データベースを閲覧できるサービスは、平成 27 年 7 月 10 日をもって終了とさせていただきます。

今後の大臣認定データベースの閲覧方法等につきましては、次頁をご参照ください。

平成 27 年 4 月 2 日

USB トークンによる
大臣認定データベースご利用の皆様

一般財団法人建築行政情報センター

USB トークンによる大臣認定データベースの閲覧サービス終了

日頃より、当財団の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
これまで当財団では、パソコンに「USB トークン」を用いて大臣認定データベース（以下「大臣認定 DB」という）を閲覧できるサービスを提供してまいりました。

今般、下記の理由にてこのサービスの提供が困難となったことから、これを終了させていただくこととなりました。

つきましては、大臣認定 DB の閲覧は、引き続き建築行政共用データベースシステム（以下「共用 DB」という）によるご利用をお願い申し上げます。

記

○無償提供の終了日 平成 27 年 7 月 10 日（金）

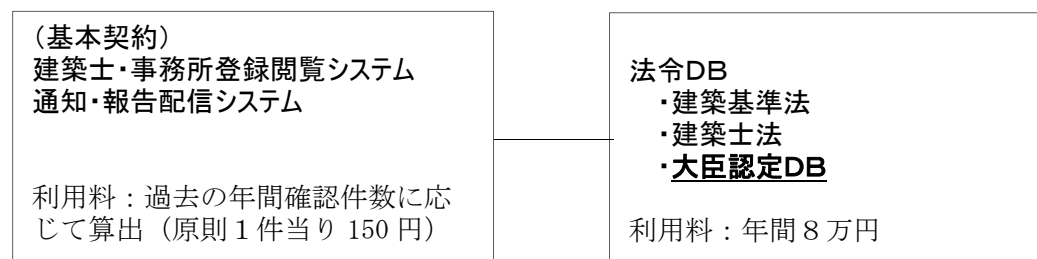
○無償提供が困難となった理由

- ・ WEB サーバー（インターネットにデータ配信するためのソフトが搭載されたサーバー）に対するマイクロソフト社の保守サービスが終了すること
- ・ USB トークンの品質保証期間が既に終了していること

○共用 DB を利用する場合の費用等

共用DBのサブシステムである法令・大臣認定データベース（以下「法令 DB」という）は、建築基準法、建築士法及び大臣認定 DB で構成されています。すなわち、大臣認定 DB のみの契約には対応していないため、共用 DB の基本契約に、法令 DB の追加が必要となります（下図）。

共用DBの契約



さらに、指定確認検査機関及び構造計算適合性判定機関等が新たに共用DBを利用する場合は、専用回線（IP-VPN）の敷設が必要であり、敷設工事に約2ヶ月間を要します。

以上を踏まえ、大臣認定DBを利用するための費用等は、共用DBの契約済否に応じて次のとおりとなります。

...(1) 共用DBが契約済みの場合

- ・法令DBを契約している場合、特段の費用はかかりません。
- ・法令DBを契約していない場合は、現行の契約金額に、法令DB利用料（年間8万円）の加算が必要です。

...(2) 共用DBが未契約の場合

- ・共用DBの利用料として、過去の年間確認件数に応じて算出した金額に法令DB利用料（年間8万円）を加算した金額が必要です。
- ・さらに指定確認検査機関及び構造計算適合性判定機関等は、専用回線敷設費（IP-VPN）25万円が別途必要です。
敷設工事期間を考慮し、利用開始の2か月前の申し込みが必要となります。

お問い合わせ 一般財団法人建築行政情報センター
◆USBトークンに関すること
事業課 TEL03-5225-7704 mail kanaya_y@icba.or.jp
(担当 金谷)
◆共用DBのご利用に関すること
企画課 TEL03-5225-7706 mail dbinfo@icba.or.jp
(担当 目黒、荘野)

連絡協議会入会状況

建築行政共用データベースシステム連絡協議会入会状況

平成27年6月1日 現在

都道府県区域	特定行政庁							指定確認検査機関				建築士法関係				その他	合計
	都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限特	特別区	計	大臣指定	地整指定	知事指定	計	国・地整	建築士会	事務所協会	計		
北海道	1	1	0	2	14	0	18	0	0	2	2	1	0	1	2	0	22
青森県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	1	1	0	1	1	2	0	7
岩手県	1	0	1	0	6	0	8	0	0	1	1	0	0	0	0	0	9
宮城県	1	1	0	2	0	0	4	0	0	2	2	1	0	0	1	0	7
秋田県	1	0	1	1	0	0	3	0	0	1	1	0	0	1	1	0	5
山形県	1	0	0	1	2	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5
福島県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	1	1	2	0	7
茨城県	1	0	0	5	0	0	6	0	1	2	3	0	1	0	1	0	10
栃木県	1	0	1	7	0	0	9	0	0	1	1	0	1	0	1	0	11
群馬県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	1	1	2	0	6
埼玉県	1	1	2	5	13	0	22	0	1	1	2	1	1	1	3	0	27
千葉県	1	1	5	6	8	0	21	0	3	1	4	0	0	0	0	0	25
東京都	1	0	1	2	0	19	23	12	6	1	19	1	2	2	5	1	48
神奈川県	1	3	3	6	0	0	13	4	2	1	7	0	1	1	2	0	22
新潟県	1	1	1	2	0	0	5	0	0	2	2	1	1	0	2	0	9
富山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	1	1	2	0	5
石川県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4
福井県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
山梨県	1	0	0	1	0	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	4
長野県	0	0	1	1	2	0	4	0	0	1	1	0	1	1	2	0	7
岐阜県	1	0	1	2	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
静岡県	1	2	0	4	7	0	14	0	0	1	1	0	0	1	1	0	16
愛知県	1	1	5	0	11	0	18	1	0	1	2	1	0	1	2	0	22
三重県	1	0	2	3	1	0	7	0	0	1	1	0	0	0	0	0	8
滋賀県	1	0	1	6	0	0	8	0	1	1	2	0	0	1	1	0	11
京都府	1	1	0	1	0	0	3	0	1	1	2	0	0	0	0	0	5
大阪府	1	2	6	5	0	0	14	3	6	1	10	1	1	0	2	0	26
兵庫県	1	1	2	3	0	0	7	0	2	1	3	0	0	1	1	0	11
奈良県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5
和歌山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
鳥取県	1	0	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
島根県	1	0	0	2	4	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
岡山県	1	0	1	5	0	0	7	0	0	0	0	0	1	0	1	0	8
広島県	1	1	1	2	1	0	6	1	1	1	3	1	1	0	2	0	11
山口県	1	0	0	5	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
徳島県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
香川県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	2	0	4
愛媛県	1	0	1	3	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
高知県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
福岡県	1	2	1	1	0	0	5	0	1	1	2	1	0	1	2	0	9
佐賀県	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	4
長崎県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	1	1	0	6
熊本県	1	1	0	2	0	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5
大分県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	0	0	1	1	0	8
宮崎県	1	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
鹿児島県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	0	1	1	0	5
沖縄県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	1	0	0	1	0	8
会員機関合計	46	19	50	104	82	19	320	21	25	39	85	11	15	22	48	1	454

機関総数	47	20	68	143	149	23	450	24	40	71	135	11	48	49	108	0	693
入会率	98%	95%	74%	73%	55%	83%	71%	88%	63%	55%	63%	100%	31%	45%	44%	-	66%

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成27年6月1日現在

特定行政庁																									
No	区	域	機	関	名	区	分	No	区	域	機	関	名	区	分										
1	北	海	道	北	海	道	都道府県	51	茨	城	県	土	浦	市	4条2項										
2				札	幌	市	政令市	52				日	立	市	4条2項										
3				苫	小	牧	市	4条2項	53	栃	木	県	栃	木	都道府県										
4				帯	広	市	4条2項	54				宇	都	宮	市	4条1項									
5				北	広	島	市	限特	55			那	須	塩	原	市	4条2項								
6				北	斗	市	限特	56				佐	野	市	4条2項	106				野	田	市	限特		
7				余	市	町	限特	57				鹿	沼	市	4条2項	107				鎌	ヶ	谷	市	限特	
8				東	神	楽	町	限特	58			小	山	市	4条2項	108	東	京	都	東	京	都	都道府県		
9				白	老	町	限特	59				日	光	市	4条2項	109				町	田	市	4条1項		
10				長	沼	町	限特	60				足	利	市	4条2項	110				調	布	市	4条2項		
11				厚	岸	町	限特	61				栃	木	市	4条2項	111				日	野	市	4条2項		
12				富	良	野	市	限特	62	群	馬	県	群	馬	都道府県	112				渋	谷	区	特別区		
13				美	唄	市	限特	63				桐	生	市	4条2項	113				杉	並	区	特別区		
14				赤	平	市	限特	64				藤	岡	市	限特	114				豊	島	区	特別区		
15				土	別	市	限特	65	埼	玉	県	埼	玉	都道府県	115				北		区	特別区			
16				名	寄	市	限特	66				さい	たま	政令市	116				板	橋	区	特別区			
17				滝	川	市	限特	67				川	越	市	4条1項	117				足	立	区	特別区		
18				砂	川	市	限特	68				川	口	市	4条1項	118				葛	飾	区	特別区		
19	青	森	県	青	森	都道府県	69				草	加	市	4条2項	119				江	戸	川	区	特別区		
20				青	森	市	4条1項	70				新	座	市	4条2項	120				世	田	谷	区	特別区	
21				八	戸	市	4条2項	71				久	喜	市	4条2項	121				荒	川	区	特別区		
22				弘	前	市	4条2項	72				熊	谷	市	4条2項	122				新	宿	区	特別区		
23	岩	手	県	岩	手	都道府県	73				春	日	部	市	4条2項	123				墨	田	区	特別区		
24				盛	岡	市	4条1項	74				鶴	ヶ	島	市	限特	124				港		区	特別区	
25				宮	古	市	限特	75				八	潮	市	限特	125				大	田	区	特別区		
26				花	巻	市	限特	76				富	士	見	市	限特	126				台	東	区	特別区	
27				北	上	市	限特	77				ふ	じ	み	野	市	限特	127				江	東	区	特別区
28				一	関	市	限特	78				松	伏	町	限特	128				品	川	区	特別区		
29				釜	石	市	限特	79				坂	戸	市	限特	129				目	黒	区	特別区		
30				奥	州	市	限特	80				秩	父	市	限特	130				中	央	区	特別区		
31	宮	城	県	宮	城	都道府県	81				蓮	田	市	限特	131	神	奈	川	神	奈	川	都道府県			
32				仙	台	市	政令市	82				飯	能	市	限特	132				相	模	原	市	政令市	
33				塩	竈	市	4条2項	83				東	松	山	市	限特	133				横	浜	市	政令市	
34				石	巻	市	4条2項	84				朝	霞	市	限特	134				川	崎	市	政令市		
35	秋	田	県	秋	田	都道府県	85				戸	田	市	限特	135				横	須	賀	市	4条1項		
36				秋	田	市	4条1項	86				志	木	市	限特	136				平	塚	市	4条1項		
37				横	手	市	4条2項	87	千	葉	県	千	葉	都道府県	137				藤	沢	市	4条1項			
38	山	形	県	山	形	都道府県	88				千	葉	市	政令市	138				鎌	倉	市	4条2項			
39				山	形	市	4条2項	89				船	橋	市	4条1項	139				小	田	原	市	4条2項	
40				鶴	岡	市	限特	90				松	戸	市	4条1項	140				茅	ヶ	崎	市	4条2項	
41				天	童	市	限特	91				柏		市	4条1項	141				秦	野	市	4条2項		
42	福	島	県	福	島	都道府県	92				市	原	市	4条1項	142				厚	木	市	4条2項			
43				い	わ	き	市	4条1項	93			市	川	市	4条1項	143				大	和	市	4条2項		
44				福	島	市	4条1項	94				習	志	野	市	4条2項	144	新	潟	新	潟	都道府県			
45				須	賀	川	市	限特	95			浦	安	市	4条2項	145				新	潟	市	政令市		
46				会	津	若	松	市	限特	96		我	孫	子	市	4条2項	146				長	岡	市	4条1項	
47	茨	城	県	茨	城	都道府県	97				佐	倉	市	4条2項	147				上	越	市	4条2項			
48				古	河	市	4条2項	98				八	千	代	市	4条2項	148				新	発	田	市	4条2項
49				つ	く	ば	市	4条2項	99			木	更	津	市	4条2項	149	富	山	富	山	都道府県			
50				取	手	市	4条2項	100				四	街	道	市	限特	150	富	山	富	山	市	4条1項		

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成27年6月1日現在

特定行政庁															
No	区 域	機 関 名	区 分	No	区 域	機 関 名	区 分	No	区 域	機 関 名	区 分	No	区 域	機 関 名	区 分
151	石川 県	石川 県	都道府 県	201	三重 県	津 市	4条1項	251	島根 県	雲南 市	限 特				
152		加賀 市	限 特	202		松阪 市	4条2項	252		大田 市	限 特				
153		能美 市	限 特	203		桑名 市	4条2項	253		浜田 市	限 特				
154	福井 県	福井 県	都道府 県	204		鈴鹿 市	4条2項	254		益田 市	限 特				
155		福井 市	4条1項	205		名張 市	限 特	255	岡山 県	岡山 県	都道府 県				
156	山梨 県	山梨 県	都道府 県	206	滋賀 県	滋賀 県	都道府 県	256		倉敷 市	4条1項				
157		甲府 市	4条2項	207		大津 市	4条1項	257		津山 市	4条2項				
158	長野 県	長野 市	4条1項	208		彦根 市	4条2項	258		玉野 市	4条2項				
159		松本 市	4条2項	209		長浜 市	4条2項	259		総社 市	4条2項				
160		諏訪 市	限 特	210		近江八幡 市	4条2項	260		新見 市	4条2項				
161		塩尻 市	限 特	211		草津 市	4条2項	261		笠岡 市	4条2項				
162	岐阜 県	岐阜 県	都道府 県	212		守山 市	4条2項	262	広島 県	広島 県	都道府 県				
163		岐阜 市	4条1項	213		東近江 市	4条2項	263		広島 市	政令 市				
164		大垣 市	4条2項	214	京都 府	京都 府	都道府 県	264		福山 市	4条1項				
165		各務原 市	4条2項	215		京都 市	政令 市	265		呉 市	4条2項				
166		可児 市	限 特	216		宇治 市	4条2項	266		廿日 市	4条2項				
167	静岡 県	静岡 県	都道府 県	217	大阪 府	大阪 府	都道府 県	267		三次 市	限 特				
168		浜松 市	政令 市	218		大阪 市	政令 市	268	山口 県	山口 県	都道府 県				
169		静岡 市	政令 市	219		堺 市	政令 市	269		周南 市	4条2項				
170		沼津 市	4条2項	220		豊中 市	4条1項	270		萩 市	4条2項				
171		富士宮 市	4条2項	221		吹田 市	4条1項	271		山口 市	4条2項				
172		富士 市	4条2項	222		高槻 市	4条1項	272		宇部 市	4条2項				
173		焼津 市	4条2項	223		枚方 市	4条1項	273		防府 市	4条2項				
174		島田 市	限 特	224		茨木 市	4条1項	274		岩国 市	限 特				
175		袋井 市	限 特	225		東大阪 市	4条1項	275		長門 市	限 特				
176		御殿場 市	限 特	226		和泉 市	4条2項	276	徳島 県	徳島 県	都道府 県				
177		伊東 市	限 特	227		門真 市	4条2項	277	香川 県	香川 県	都道府 県				
178		磐田 市	限 特	228		羽曳野 市	4条2項	278		高松 市	4条1項				
179		三島 市	限 特	229		岸和田 市	4条2項	279	愛媛 県	愛媛 県	都道府 県				
180		藤枝 市	限 特	230		寝屋川 市	4条2項	280		松山 市	4条1項				
181	愛知 県	愛知 県	都道府 県	231	兵庫 県	兵庫 県	都道府 県	281		西条 市	4条2項				
182		名古屋 市	政令 市	232		神戸 市	政令 市	282		新居浜 市	4条2項				
183		豊田 市	4条1項	233		明石 市	4条1項	283		今治 市	4条2項				
184		春日井 市	4条1項	234		姫路 市	4条1項	284		宇和島 市	限 特				
185		一宮 市	4条1項	235		芦屋 市	4条2項	285	高知 県	高知 県	都道府 県				
186		岡崎 市	4条1項	236		高砂 市	4条2項	286		高知 市	4条1項				
187		豊橋 市	4条1項	237		川西市 市	4条2項	287	福岡 県	福岡 県	都道府 県				
188		稲沢 市	限 特	238	奈良 県	奈良 県	都道府 県	288		北九州市 政令 市					
189		瀬戸 市	限 特	239		奈良 市	4条1項	289		福岡 市	政令 市				
190		東海 市	限 特	240		橿原 市	4条2項	290		久留米 市	4条1項				
191		小牧 市	限 特	241		生駒 市	4条2項	291		大牟田 市	4条2項				
192		江南 市	限 特	242	和歌山 県	和歌山 県	都道府 県	292	佐賀 県	佐賀 県	都道府 県				
193		西尾 市	限 特	243		和歌山 市	4条1項	293		佐賀 市	4条2項				
194		安城 市	限 特	244	鳥取 県	鳥取 県	都道府 県	294	長崎 県	長崎 県	都道府 県				
195		刈谷 市	限 特	245		鳥取 市	4条2項	295		長崎 市	4条1項				
196		豊川 市	限 特	246		米子 市	4条2項	296		佐世保 市	4条1項				
197		半田 市	限 特	247		倉吉 市	4条2項	297		平戸 市	限 特				
198		大府 市	限 特	248	島根 県	島根 県	都道府 県	298		島原 市	限 特				
199	三重 県	三重 県	都道府 県	249		出雲 市	4条2項	299	熊本 県	熊本 県	都道府 県				
200		四日市 市	4条1項	250		松江 市	4条2項	300		熊本 市	政令 市				

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成27年6月1日現在

指定確認検査機関			
No	区 域	区 分	機 関 名
1	北海道	知事指定	一般財団法人函館市住宅都市施設公社
2		知事指定	株式会社札幌工業検査
3	青森県	知事指定	株式会社建築住宅センター
4	岩手県	知事指定	一般財団法人岩手県建築住宅センター
5	宮城県	知事指定	株式会社仙台都市整備センター
6		知事指定	株式会社東北建築センター
7	秋田県	知事指定	一般財団法人秋田県建築住宅センター
8	山形県	知事指定	株式会社山形県建築サポートセンター
9	茨城県	地整指定	株式会社EMI確認検査機構
10		知事指定	株式会社安心確認検査機構
11		知事指定	一般財団法人茨城県建築センター
12	栃木県	知事指定	公益財団法人とちぎ建設技術センター
13	群馬県	知事指定	公益財団法人群馬県建設技術センター
14	埼玉県	地整指定	一般財団法人さいたま住宅検査センター
15		知事指定	株式会社埼玉建築確認検査機構
16	千葉県	地整指定	株式会社ガイア
17		地整指定	日本確認センター株式会社
18		地整指定	ユーディーアイ確認検査株式会社
19		知事指定	株式会社千葉県建築住宅センター
20	東京都	大臣指定	一般財団法人ベターリビング
21		大臣指定	日本ERI株式会社
22		大臣指定	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
23		大臣指定	一般財団法人日本建築センター
24		大臣指定	日本建築検査協会株式会社
25		大臣指定	株式会社グッド・アイズ建築検査機構
26		大臣指定	ハウスプラス確認検査株式会社
27		大臣指定	AI確認検査センター株式会社
28		大臣指定	株式会社住宅性能評価センター
29		大臣指定	一般財団法人住宅金融普及協会
30		大臣指定	株式会社都市居住評価センター
31		大臣指定	SBIアーキクオリティ株式会社
32		地整指定	株式会社TSK建築確認安全センター
33		地整指定	株式会社東京建築検査機構
34		地整指定	株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構
35		地整指定	一般社団法人日本住宅性能評価機構
36		地整指定	株式会社J建築検査センター
37		地整指定	株式会社高良GUT
38		知事指定	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
39	神奈川県	大臣指定	ビューローベリタスジャパン株式会社
40		大臣指定	株式会社東日本住宅評価センター
41		大臣指定	SGSジャパン株式会社
42		大臣指定	富士建築センター株式会社
43		地整指定	株式会社湘南建築センター
44		地整指定	株式会社神奈川県建築確認検査機関
45		知事指定	一般財団法人神奈川県建築安全協会
46	新潟県	知事指定	株式会社新潟建築確認検査機構
47		知事指定	一般財団法人にいがた住宅センター
48	富山県	知事指定	一般財団法人富山県建築住宅センター
49	石川県	知事指定	一般財団法人石川県建築住宅センター
50	福井県	知事指定	一般財団法人福井県建築住宅センター

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成27年6月1日現在

建築士法関係団体・その他		
No	区 域 区 分	機 関 名
1	北海道	事務所協会 一般社団法人北海道建築士事務所協会
2		国 北海道開発局
3	青森県	建築士会 一般社団法人青森県建築士会
4		事務所協会 一般社団法人青森県建築士事務所協会
5	宮城県	国 東北地方整備局
6	秋田県	事務所協会 一般社団法人秋田県建築士事務所協会
7	福島県	建築士会 公益社団法人福島県建築士会
8		事務所協会 一般社団法人福島県建築士事務所協会
9	茨城県	建築士会 一般社団法人茨城県建築士会
10	栃木県	建築士会 一般社団法人栃木県建築士会
11	群馬県	建築士会 一般社団法人群馬建築士会
12		事務所協会 一般社団法人群馬県建築士事務所協会
13	埼玉県	建築士会 一般社団法人埼玉建築士会
14		事務所協会 一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
15		国 関東地方整備局
16	東京都	建築士会 一般社団法人東京建築士会
17		建築士会 公益社団法人日本建築士会連合会
18		事務所協会 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
19		事務所協会 一般社団法人東京都建築士事務所協会
20		国 国土交通省住宅局建築指導課
21	神奈川県	建築士会 一般社団法人神奈川県建築士会
22		事務所協会 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
23	新潟県	建築士会 一般社団法人新潟県建築士会
24		国 北陸地方整備局
25	富山県	建築士会 公益社団法人富山県建築士会
26		事務所協会 一般社団法人富山県建築士事務所協会
27	長野県	建築士会 一般社団法人長野県建築士会
28		事務所協会 一般社団法人長野県建築士事務所協会
29	静岡県	事務所協会 一般社団法人静岡県建築士事務所協会
30	愛知県	事務所協会 公益社団法人愛知県建築士事務所協会
31		国 中部地方整備局
32	滋賀県	事務所協会 一般社団法人滋賀県建築士事務所協会
33	大阪府	建築士会 公益社団法人大阪府建築士会
34		国 近畿地方整備局
35	兵庫県	事務所協会 一般社団法人兵庫県建築士事務所協会
36	奈良県	事務所協会 一般社団法人奈良県建築士事務所協会
37	岡山県	建築士会 一般社団法人岡山県建築士会
38	広島県	建築士会 公益社団法人広島県建築士会
39		国 中国地方整備局
40	香川県	事務所協会 一般社団法人香川県建築士事務所協会
41		国 四国地方整備局
42	福岡県	事務所協会 一般社団法人福岡県建築士事務所協会
43		国 九州地方整備局
44	佐賀県	事務所協会 一般社団法人佐賀県建築士事務所協会
45	長崎県	事務所協会 一般社団法人長崎県建築士事務所協会
46	大分県	事務所協会 一般社団法人大分県建築士事務所協会
47	鹿児島県	事務所協会 一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会
48	沖縄県	国 沖縄総合事務局
49	東京都	その他 一般財団法人日本建築防災協会

